

# 市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.186

2021/8/1

【毎月1日発行】



発行者の住所：〒108-0073 東京都港区三田3-4-17-206 TEL:03-6435-2030 FAX:03-6435-2031

Eメール：info@iken30.jp ホームページ：https://www.iken30.jp 郵便振替：00120-9-359506 市民の意見30の会

\* 隔月刊/普通会員（購読料・送料とも）年2500円、協力会員年5000円、敬老・障がい者会員年2000円、頒価1部400円。

今でいうマルチ才能の人だったろう。  
図案からポスター、唱歌の作曲から油絵、詩作まで、彰は何でもやっ  
てしまった。  
そんな兄を妹や弟が尊敬していたのはもちろん、ことに妹は兄を慕っ  
ていた。  
彰はとってもやさしく、妹をよく映画に連れていってくれた。  
戦地にゆく直前、「オーケストラの少女」をみにいった思い出を妹は  
忘れられない。  
映画の筋書きはどうに忘れてしまったけれど、  
戦争のことを考えながら二人で黙って歩いた夜が忘れられないんで  
す、と妹さんは涙ぐんだ。

〔無言館を訪ねて 戦没画学生「祈りの絵」第Ⅱ集（講談社）より〕



「アトリエの隅」片桐 彰  
(無言館所蔵)

## 市民の意見 186号 目次

### ■巻頭言 日本国憲法「前文」

2

### ■特集 戦争準備の道を拒む

土地規制法の恐ろしい実態

谷山博史

4

国民投票法、何が問題か

内田雅敏

8

「遺骨土砂問題」に向き合って

西尾慧吾

12

### ■運動の現場から

日本の難民支援を問いつつ、

田浪亜央江

16

在留シリア人と関わる

横田朔子

18

「原発いらない金曜行動」誕生！

横田朔子

18

### ■文化

連載〈象徴天皇制の祝祭ナショナリズム批判〉

新天皇「即位」（代わり）問答⑫

天野恵一

20

連載エッセイ⑧③「映画と紙の辞典」

鈴木一誌

32

漫画「ふしぎの国のありか」⑨② まつだたえこ

35

### ■提言

経済利権と政治利用のための東京オリンピック

谷口源太郎

24

時代は「大きな政府」へ

白川真澄

28

### ■追悼

石田雄さんを悼む

菊地原博

33

### ■情報

読者のおたより

対馬 芳

34

会計報告（2021年5～6月）

対馬 芳

35

編集後記／定期購読者の皆さまへのお願

対馬 芳

36

お詫びと訂正

対馬 芳

27

題字 安西賢誠 印刷・レイアウト (有)山猫印刷所

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を

### 日本国憲法「前文」

全103条から成る日本国憲法の先頭に置かれている「前文」（憲法内で明文的に「前文」と冠されていない）は、ただの前置きではない。

例えば、2008年の名古屋高裁の自衛隊イラク派遣差止訴訟判決は、「平和的生存権」が憲法上の法的な権利であることのみでなく、そこには違憲行為の差止請求や損害賠償請求など裁判所に救済を求めることができる具体的権利性（裁判規範性）が存することを、「前文」の内容を根拠として説明した。

「前文」であると同時に「日本国憲法第0条」だと言える。

保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和の内に生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

▼表紙絵の作者▲



片桐 彰  
(かたぎり・あきら)

1922（大正11）年10月15日、長野県下伊那郡根羽村に四男一女の次男として生まれる。父は小学校校長だった。幼少期より図案、音楽、映画等に興味を持ち、愛知県立第五中学校（現・瑞陵高校）卒業後、1939年、京都高等工芸学校（現・京都工芸繊維大学）図案科に入学。1942年9月繰り上げ卒業。同年、入営。幹部候補生として満州に出征。1944年7月28日、マリアナ諸島において戦死。享年21。



# 地域に降りかかる市民監視の網に抗う

——土地規制法の恐ろしい実態

谷山 博史

## 1. 土地規制法成立の衝撃

6月16日未明、政府が安全保障上重要だと判断した施設の周辺および国境離島における土地利用を調査、監視、規制する土地規制法案が可決・成立した。市民の基本的人権や土地取引という私権を制限する極めて重要な法案であるにもかかわらず、審議時間は衆参両院合わせてわずか40時間足らずであった。6月15日の夜、私は本会議に参加していた参議院議員とSNSで連絡を取り、議会運営の動きを固唾を飲んで見守っていた。

この日の参院の動きは目まぐるしかった。前日内閣委員会では採決を強行しようとした委員長機の先を制して、立憲民主党、共産党、社会民主党の3党が委員長解任決議案を提出。だが、翌15日否決され法案は委員会でも可決された。続いて与党は本会議での採決の構えを見せた。前日野党4党が内閣不信任案を提出し、この日に否決されたばかりであった。その日の内に土地規制

法のような重要法案を採決するのは異例である。

これに対して同じ野党4党が議員運営委員長解任決議案を本会議に提出した。審議は0時を過ぎても続けられて解任決議案が否決。そしてあろう事か、土地規制法も強行採決され可決・成立してしまったのである。

私たちは4月の後半に法案に反対する緊急声明を公表し、賛同した全国300超の市民団体とともに法案を廃案にするために活動を展開してきた。記者会見を1回、院内集会を4回、国会前抗議集会を2回開催すると同時に、声明賛同300団体に呼びかけて全国で一斉のFAX要請と抗議、ツイッター・デモなどを行ってきた。FAXアクションでは参院での参考人質疑、連合審査、内閣委員会委員長の解任決議案の提出を要請し実現させ、ツイッター・デモでは「#土地規制法案を廃案へ」のハッシュタグで同時ツイートが参院審議の最終日に15万ツイートを超えた。市民の反対運動が

盛り上がりを見せるのと並行してメディアの多くが連日法案の問題点を扱うようになってきていた。

その矢先、国会会期末日の憲政史上でも稀にみる異例の強行採決である。そこには与党・政府の焦りを見て取る事ができる。市民団体やメディアの批判が高まり、14日の参議院内閣委員会での参考人質疑で一気に潮目が変わったからである。与党推薦の参考人までが答弁で揺らぎを見せ、法案賛成の立場の国民民主も揺れ始めたのを見て、国民の中に反対論が広がる前に成立させて批判を封印しようとしたと考えて間違いない。

## 2. 法案の背景から法の実態が見える

《1》外国企業の土地取得規制という煙幕

政府・与党を追い詰めたといっても法案の危険性が市民に浸透するのは遅かった。また沖縄を除いてメディア全体として最初は反応が鈍かった。その理由に政府の仕掛けたバイアスの罠がある。バイアスというのは法案が「外国資本の土地取得規制」という触れ込みで提出されたことにある。外国資本による基地周辺の土地取得が問題だという危機感を煽って、法案に対する人々の警戒心を他に逸らしたのである。中国脅威論や嫌韓論を巧みに利用した情報操作だ





国会議員会館前で「土地規制法」審議強行に抗議する人びと（6月15日）

といえる。2020年12月24日に提出された「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」の提言の「はじめに」を読めば政府の意図が分かる。

冒頭で「国境離島や防衛施設周辺等における土地の所有・利用を巡っては、かねてから、安全保障上の懸念が示されてきた。経済合理性を見出し難い、外国資本による広大な土地の取得が発生する中、地域住民

を始め、国民の間に不安や懸念が広がっている」としているが、ここには日本人に対する安全保障上の土地利用規制が必要だという記述は一つもない。しかも事例を上げて「長崎県対馬市では海上自衛隊対馬防備隊の周辺土地が、また、北海道千歳市では航空自衛隊千歳基地の周辺土地が、それぞれ外国資本に取得され、地域住民の不安や懸念を背景に、市議会において、様々な議論が行われている」とし、ご丁寧にも両議会の議事録が資料として添付されている。しかし、これは議会総意の意見書ではなく、どちらも議員が問題提起しているだけである。しかも国会審議で明らかになったのは、対馬の事例では韓国人が経営する民宿の話、千歳市の事例ではIR（カジノを含む複合型リゾート）のための土地取得だったということである。

これは立法事実の問題に結びつく。外国資本による基地などの機能阻害リスクは存在しない。少なくとも政府は例示すらできない。国会審議での政府答弁は論理破綻を起している。小此木特命大臣は5月21日の答弁では「リスクがあるかどうかしつかり調査するのが目的」と言い、5月28日の答弁では「（立法事実を）探していかなければならない」と言っている。つまり立法事実はなく、この法律は必要ないのである。

## 《2》GATS問題へのすり替え

外国資本の土地取得規制という触れ込みで法案が提出されたが、この目的のために日本全国に及ぶ膨大な数の市民の基本的人権を制限することになるとすれば、目的と手段が大きく乖離している。このことについて、政府は答弁でつぎのようなことを言っている。「本来は外国資本の規制だったが、WTOのGATS協定（サービスの貿易に関する一般協定）第2条の最恵国待遇の規定があるので、内外不差別原則に基づいて広く外国人以外にも適応するものにした」と。

確かに日本はGATS協定加盟の際に適応外の留保事項をつけていない。アメリカはつけているので日本とアメリカの関係でいうと片務的である。では加盟後に約束表を修正できないのかというと、GATS協定21条には修正規定がある。また14条には安全保障上の理由による例外規定もある。21条の修正規定は規制を緩める方向での修正が基本なので大変な交渉が必要になるであろうし、14条はやり方を間違えると賠償責任を問われることもある。しかし国民の基本的人権を犠牲にしているという理由にはならない。そもそも国会審議では伊波洋一議員が外交防衛委員会の問題提起した以外真剣に議論された形跡がない。その理由

は本来の目的が国民監視であるということであり、GATS問題は名目に過ぎない。

### 3. 法の問題点10項目

「重要土地調査規制法案」反対緊急声明では法案（条文修正なく法が成立したので法そのもの）の問題点として10項目を上げた。これらの問題点は国会審議を通して何一つ解消されてはいない。

- ① 立憲事実は存在しない。不必要である。
- ② 法案中の概念や定義が曖昧で政府の裁量でどのようににも解釈できるものになっている。
- ③ 重要施設周辺の土地・建物利用者の個人情報とはことごとく収集され監視される。
- ④ 具体的な違法行為がなくても特定の行為を規制できる。
- ⑤ 「関係者」に密告を義務付け、地域や活動の分断をもたらす。
- ⑥ 事実上の強制的な土地収用である。
- ⑦ 不服申し立ての手段がない。
- ⑧ 膨大な量の個人情報入手・蓄積・分析のために情報機関が強化される。
- ⑨ 基地や原発の調査・監視行動も規制の対象とされる。
- ⑩ 法案は戦前の「要塞地帯法」の拡大版の再来であり、憲法と国際人権法を著しく

侵害する。

上記のうち法の立て付けそのものの重大な欠陥は③であり、他のすべての問題が法の運用の時点で顕現する恐れを内在している。法は基地や原発などの国の安全保障に関わる「重要な施設」周辺や国境離島を「監視区域」指定し、土地・施設の所有者や利用者の行動を監視、調査、規制するものである。施設や国境離島の機能を阻害する行為を働く者には中止勧告・命令をし、命令に従わない場合は懲役を含む刑罰も課す。

「重要監視区域」に指定されれば土地建物の取引も規制される。条文で分かるのはここまでである。だが対象となる指定区域がどこなのか、区域指定の要件である「重要施設」、守るべき重要施設や国境離島の「機能」は何なのかもわからず、調査の対象者・内容方法はどうで、規制するべき「阻害する行為」は何かなど、すべてが曖昧で、政令や基本方針で定めるとするものも含めて内閣総理大臣などの判断に白紙委任する内容になっている。国会審議では法による市民規制の根幹をなす事柄が、「安全保障上の理由から答えられない」、法案成立後に設置される「審議会の意見を聞いて決める」などと、政府がすべてを決めるものだという意向が鮮明になった。

この法律による調査と規制のターゲットは第一に沖縄や原発施設の周辺地域であることは間違いない。しかし指定の対象に「生活関連施設」があることから分かるように、全国で限りなく調査・監視と規制の対象が広がる可能性がある。調査では指定区域内の土地や建物の所有者や賃借権者だけでなく、「その他関係者」にも情報提供の義務が課され、公安警察や自衛隊の情報保全隊が情報収集の実働部隊にもなるであろう。これは軍の命令によって住民同士が監視し合い虐殺まで引き起こした沖縄スパイ戦の再来と言える。

### 4. 今後何ができるか

《1》パブコメを実施させる

今後政府基本方針が閣議決定され、審議会が設置され、監視区域・特別監視区域が指定されるという施行プロセスに入る。この過程でこれまで曖昧にされていた市民の調査・監視と規制の実態が明らかになる。まず真っ先に問題になるのが閣議決定で定まる基本方針の内容である。基本方針では重要施設や国境離島の機能を「阻害する土地等の利用の防止」、「監視区域および特別監視区域の指定」、「調査」、「勧告・命令」、「阻害する行為の具体的な内容」などに関する基本的な事項を定めるとされている。





国民の不利益処分を伴う行政の命令がすべての項目に関わっている以上、これはパブリックコメントの対象とすべきものと考えてよいだろう。政府に対して、意見書、声明、国会議員やメディアへの働きかけを通してパブコメを実現させるべきである。そしてパブコメ実施が実現できたら多くの市民団体や個人にコメントを呼びかけよう。多く集まればメディアも大きく取り上げるであろうし、市民、メディア、国会による政府監視の空気を醸成し、監視運動の土台を作ることにもなる。

## 《2》自治体議会での廃案を求める意見書や議決を採択させる

この法は区域指定も調査も処罰もすべて総理大臣の名のもとに行なわれるが、区域指定されるのも、調査協力させられるのも、住民が分断されるのも、経済的な不利益が生じるのも地域である。戦争準備の法であると同時に地域の問題で

あることをいち早く感じ取ったのは沖縄の自治体である。6月18日、沖縄県北谷町議会は全国に先駆けて廃案を求める意見書を採択した。続いて6月30日には名護市議会が「即時廃止を求める意見書」と「即時廃止と臨時的対応を求める決議」を採択した。同じ日に市民団体が名護市役所前広場で議会報告と抗議の集会を開催している。

名護市議会の決議は廃案を求めるだけでなく、第2項で「内閣総理大臣からの情報提供要請に対し拒否すること」、第3項で「外部機関への市民の個人情報を提供する際はその個人及び法人に対し、提供した相手並びにその情報及び目的を通知すること」を市に求めている。本人が知らないところで調査と監視の網が張り巡らされ、そのことに市が協力させられる運用の闇をガラス張りにするよう求める画期的な内容である。

市民の間にも動きが生まれている。自分たちの住む自治体議会に意見書と決議の採決を求める請願に向けた動きである。北谷町や名護市は法に反対する立場の議員が多数を占めていたので採択が実現したが、そうでない場合採択は難しいのも事実だ。だからといって意味がないかというところで行かない。議会への請願を署名運動とセットで行なうことで広く住民に法の問題点と危

険性を知ってもらうことができるからである。法は成立したが、住民は受け入れたわけではないことを行動によって示すことが大事である。この運動は沖縄だけではなく全国で展開することで政府にNOを突き付けよう。

## 《3》衆議院選の候補者に法の廃止を公約させる

国政で再び法の問題を喚起し、市民の声を国会に反映させるためには次の衆議院選挙が好機である。各候補者には法の廃止を公約に入れるよう要望し、法案に賛成した政党には抗議文を送りつけよう。要望や抗議は選挙事務所や政党の地方支部にFAXやメールや電話で行ない、土地規制法が地域の問題として選挙の争点であることを地元の新聞に書いてもらおう。

あきらめたら終わりである。あきらめずできることから始めよう。それが戦争と監視社会に向かう流れを食い止めることに繋がるのである。

(たにやま・ひろし)「重要土地調査規制法案」反対緊急声明事務局／日本国際ボランティアセンター(顧問)



# 民主主義の原理を踏まえていない国民投票法、何が問題か 未完の日本国憲法と合わせて考える

内田 雅敏

今さら言うのも口幅つたいですが、民主主義とは議論を通して合意形成を図ろうとする制度です。議論をするためには、まず議論の素材となる「情報」が公平かつ正確に提供され、そして十分な時間をかけて議論されることが大前提となります。国の根幹を定める憲法「改正」に関する場合にはこの大前提が実質的に保障されているかどうか十分に吟味されなければなりません。その意味では前回の国会であたふたと成立させられた憲法改正に関する国民投票法には大いなる疑問があります。

もともとこの法律は2007年の制定当初から種々の問題点があり、そのことは当時の参議院における18項目の付帯決議からも明らかです。2014年の改正の際にも参議院において20項目の付帯決議がなされており、今回もまた複数の付帯決議がなされています。このように付帯決議だらけの問題法案なのですが、そのうち特に重要なのは、

## ①最低投票率の定めがない

- ②テレビ、ラジオ等における有料広告の規制
- ③発議から投票までの期間

## 最低投票率

今回成立した国民投票法には最低投票率の定めがありません。全有権者のうち何割が投票したならばこの投票が有効になるという定めがありません。そうしますと、とにかく有効投票があり、そのうちの過半数の賛成があれば憲法改正が成立してしまうことになります。たとえば投票率が50%を切った場合（衆議院議員選挙などと比べ憲法が身近な問題でないとして投票率はるかに低くなる可能性もあります）、その過半数（全有権者の25%）で国の根幹である憲法の「改正」がなされるようなことになります。

これは全く不都合なことです。現行憲法の変更は国民投票の過半数、つまり有権者のうちの多数が賛成した場合に「改正」を是とするのであって、有権者の4分の1程度の賛成で「改正」を是とするような制度

設計となつてはいません。ですからこの最低投票率の定めは不可欠です。最低投票率（正確には有効投票というべき）をどのように定めるか。欠席戦術などの問題もあり、そこは議論もあるところですので、諸外国の事例なども参考にしながら、定めてゆけばよろしいのではないでしょうか。

## テレビ、ラジオなどにおける有料広告の規制

これも大問題です。前述したように憲法改正の国民投票に際しては、「改正」のは是非に関する正確な情報が公正かつ正確に有権者に伝えられることが大前提です。その場合に問題となるのが大きな影響力を持つテレビ、新聞などのメディアのCMを使つた宣伝です。このCMを金に飽かして押さえれば、投票行動に大きな影響力を与えることが出来ます。この点については投票前2週間については制限がありますが。それ以前には制限がありません。2週間以前にも一定の制限がなければ、公正、公平な投票行動が期待できません。また勧誘しないCM、たとえば著名人を使って「私は改憲賛成（反対）」の意思表示をすることは、「皆さん賛成（反対）しましょう」と呼びかけなければ、投票当日まで可能となっております。これも規制が必要です。

## 発議から投票までの期間

国会が3分の2以上の賛成で憲法改正の発議をしてから国民投票までの期間が問題となります。有権者が改正案の中身を十分に理解して投票できるようにするにはそれ相当の期間が必要です。今回成立した国民投票法では60日～180日間とされていますが、これでは短すぎます。最低1年間にかけて十分に議論すべきです。

## 国民投票行動の規制

国民投票法には、公務員・教員の国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為）を不当に制限する規定が存在（103条）しています。しかし彼ら公務員も国の根幹である憲法の「是非」について意見表明し、他に働きかけるのは一市民として当然の権利です。但しそれが「職務」を利用してなされてはならないこともまた当然です。これらの点について一律禁止でなく、もっと緻密な議論がなされる必要があります。

関連する問題として、外国人の「意見表明運動」と「国民投票運動」との関係もあります。前者と後者の違いは意見表明にとどまるのか、それとも勧誘（他に働きかける）も含むかという点にあり後者については外

国人の関与は許されません。しかし意見表明運動かそれとも国民投票運動かの区別もそう簡単ではありません。

## 補論

### 改憲論議の前に

日本の憲法は未完の憲法、憲法学者の故奥平康弘先生が、生前よく言われていたことです。

未完、そうです。国民主権、戦争の放棄、基本的人権の保障を基本原理とする日本国憲法は、戦争放棄を宣言し、平和主義を掲げておりましたが、戦争の後始末、すなわち、戦争責任、戦争賠償の問題を放置して来ました。韓国に対する植民地支配の問題もそうです。米軍基地の重圧に呻吟する沖縄県民のことも忘れてはなりません。1946年4月10日、日本国憲法を審議するための帝国議会議員選挙に際して、占領軍総司令部の命令により、沖縄県民の選挙権の行使は認められませんでした。

1947年9月19日、昭和天皇が、占領軍総司令部（GHQ）に「沖縄を25年から50年間米軍の基地として使うのが日米両国の利益に適う」と伝えた沖縄メッセーじがありました。そして1951年9月8日のサンフランシスコ講和条約により沖縄県民は日本から切り捨てられました。



沖縄切り捨てが続く限り憲法は未完（辺野古新基地反対の闘い、撮影筆者）

植民地支配に起因する徴用工問題、辺野古における米軍新基地建設問題、この二つは、歴史問題の解決は安全保障に資するということの意味において通底するものです。この二つの問題に取り組むことによって、未完の日本国憲法を補完することが必要です。日本国憲法第11条は「国民はすべての基



本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としており、同97条も「基本的人権の本質」として「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として、信託されたものである」と重ねています。

基本的人権の重要性に鑑みての配置であると理解できなくもありません。しかし、これらの権利は、敗戦の結果得られたものであり、その意味では、前記97条の文言は、世界的な意味における基本的人権の本質についての解説ではあっても、当時の日本の状況について語ったものではありませんでした。

憲法制定当時、日本側実務担当者として連合国軍総司令部（GHQ）の憲法起草委員らと渡り合った佐藤達夫内閣法制局第1部長（後長官）の回想によれば、元々、11条と97条は一本のものとしてGHQ憲法起草委員側から提示されたものでしたが、日本側が、そのような歴史的経緯は必要がないとして、11条の文言に整理したところ、GHQ憲法起草員会の最高責任者であっ

た、ホイットニー准将から、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え」のくだりは、自分が考えた文言であり、どうしても入れると強硬な申し入れがあり、その結果が97条になったといっています（佐藤達夫『日本国憲法誕生記』中公文庫）。

ホイットニー准将等は、米本国でも実現していないもろもろの権利を極東の小さな敗戦国で実現させようと、ある種の実験を試みたのでしょう。基本的人権が確立するまでの長い闘いの歴史に思いを馳せた、法律家でもあるホイットニー准将の高らかな理念と、敗戦の結果、基本的人権が「労せずして懐の中に転がり込んできた」日本側の面々との認識のずれが興味深く思います。

後述する「抵抗の憲法」たる韓国憲法に対し、「反省の憲法」である日本国憲法を考えると、日本側委員としてはホイットニー准将のような高揚した気持にはなれず、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え」というような文言を憲法典に書き込むのはいささか気恥ずかしいという気持ち——それが言い過ぎならば、「時期尚早」と表現してもいい——がしたのでしょう。その意味で、前述したように、日

本国憲法は未完の憲法です。



韓国憲法の前文を読んだことがありますか。韓国憲法では、建国の礎（いしめ）について「3・1運動によって建立された大韓民国臨時政府の法統、及び不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」と謳っています。

「3・1運動によって……」とは、第一次世界大戦後、ウイルソン米大統領らが提唱した《民族自決》の声の高まりの中で、1919年3月1日、日本の植民地下にあった韓国ソウルのタブコル公園で、学生たちが、33人の民族代表が起草した独立宣言を読み上げ、デモ行進をした3・1独立運動のことです。

この運動は、日本の官憲の弾圧にさらされますが、同年4月、上海での臨時政府樹立につながり、さらに同年5月4日、中国北京での帝国主義に反対する中国人学生デモ、いわゆる「五・四運動」へと波及しました。

憲法前文に言う「4・19民主理念」とは、独裁者であった李承晩大統領、及びその潮流の張勉内閣を打倒した1960年の学生革命（その成果は、朴正熙の軍事クーデターによって奪われますが）に關しての記述です。

「4・19民主理念」が憲法に書き込まれたのは、韓国憲法前文中にもあるように、





韓国の憲法は民主主義獲得の歴史を組み込んでいる

(3・1独立運動のレリーフ、撮影筆者)

1987年の民主化による9度目の憲法改正がなされた際です。1960年の学生革命、その後の長い軍事独裁政権の苛酷な時代——1980年5月には光州事件もありました——を耐え、1987年夏、民主化運動が実を結びます。その民主化によつ

て、27年前の独裁政権に対する民主化の闘いが憲法に書き込まれたのです。3・1独立運動が韓国の憲法典に書き込まれたのは1948年7月12日大韓民国憲法が成立した時、やはり29年の歳月を要しています。韓国では、「3・1運動」「4・19民主理念」

に続き「6・10民主革命」を憲法前文に書き込もうとする動きもあるようです。

最近では、フィギアスケートのメダリスト、キム・ヨナ氏が、3月の3・1運動、4月の上海臨時政府樹立、5月の光州事件、6月の民主革命を歌った「3456」という歌も人気のようです。3月には1910年3月26日に処刑された安重根への思いも入っているようです。

このように、韓国の建国の礎は、日本の植民地支配に対する抵抗と独裁政権に対する抵抗にあり、その意味では、韓国憲法は「抵抗の憲法」です。

これに対して、わが日本国憲法は、前文に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」とあるように、「反省の憲法」

です。1945年8月15日の日本の敗戦によつて、韓国は、植民地支配のくびきから抜け出すことが出来ました。8月15日を戦記念日とする日本、「光復節」とする韓国、両国の憲法は互いにコインの裏表の関係にあります。

## 憲法裁判をも含めた戦後の数々の権利闘争

最近では、安保関連法違憲訴訟、沖縄辺野古の米軍新基地建設反対闘争、そして戦争賠償、植民地支配の清算——は、この未完の憲法を補完しようとするものです。それは、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない」(憲法第12条)の実践を通して日本国憲法97条が高らかに宣言した地平——それは同時に韓国憲法が切り開いた地平でもあるのですが——に到達しようとする営為です。

今まさに求められているのはこうした営為をなすことです。それがなされた後、憲法改正の「是非」についての議論がなされるべきだと思います。

(うちだ・まさとし／弁護士)



# ヤマトンチュとして「遺骨土砂問題」に向き合って

——構造的沖縄差別の解決を目指す草の根の運動

西尾 慧吾

「戦後70年経っても、遺品は毎日出土し、遺骨も毎年出る」

2015年夏、高校の修学旅行で初めて沖縄を訪れた私は、現地で初めて沖縄戦の重みに向き合わされた。冒頭の言葉は、恩師の紹介で偶然出会った遺骨収集ボランティアの方のものだ。

彼の師匠は国吉勇氏。1939年生まれの沖縄戦体験者で、高校生時代から60年間、ほぼ年中無休で沖縄戦戦没者の遺骨・遺品収集に尽力された。国吉氏がこれまで収集された戦争遺品は十数万点にのぼり、それらは氏のご自宅の「戦争資料館」で保存・展示されている。

国吉氏らの取り組みに出会うまで、私にとっての沖縄はリゾート地でしかなかった。小学校の広島修学旅行の時すら、きちんと事前学習をし、原爆の爪痕を見る心の準備をしていたのに、何故沖縄は娯楽・消費の対象としてしか考えておらず、多少の事前学習すらしなかったのか？ 私は自問自答と自責の念に駆られ、沖縄戦を学び始

めた。

沖縄に足を運び、国吉氏の他、現地の戦争体験者・平和ガイド・学芸員・教員の方々からお話を伺う中で、出会う方皆さんに「沖縄戦や沖縄が現在押しつけられている問題について、ヤマトが無知・無関心過ぎる」との共通した問題意識があると感じられた。偶然沖縄戦や沖縄の現状を学ぶ機会を得たヤマトンチュの私には、そのことをヤマトで問題提起する責任がある。そう感じ、沖縄戦遺品展や沖縄に関する学習会を全国で開く活動を始めた。

1609年の島津による琉球侵攻以来、琉球・沖縄はヤマトによる構造的差別（私は新崎盛暉先生の著作を参考に、この用語を「日本という国の構造が沖縄の犠牲を前提に出来上がっている」という問題を指すものとして用いる）に曝され続けてきた。「本土防衛」のために沖縄を捨て石にした沖縄戦は、この構造的沖縄差別の最も醜い発露であり、沖縄戦に対するヤマトの無知・無関心は、沖縄に対する自らの加害性の無自覚・無反省を生む。

その結果、組織的な戦闘が終わっても同じ構造が温存され、沖縄は現在も米軍基地の一極集中と、それに伴う経済的苦境・人権侵害などの問題に苦しめられている。



3月1日～6日、国吉氏と同じ遺骨収集ボランティアの具志堅隆松氏が、沖縄県庁前でハンガーストラйкиを断行した。目的は「遺骨土砂問題」、つまり防衛省・沖縄防衛局が沖縄戦戦没者の遺骨が染み込んだ沖縄島南部の土砂を辺野古新基地建設のための埋め立てに使うとしていることに対する問題提起だ。当該土砂には、沖縄住民のみならず、日本兵・米兵・朝鮮半島出身者など、あらゆる沖縄戦犠牲者の遺骨が染み込んでいる。戦没者の遺骨を、新たな戦争を生む新基地の建材にすることは、新基地建設や安全保障への政治的立場の差異以前のもの、人道上の問題だ。それなのに、ヤマトは「遺骨土砂問題」に無関心すぎる。具志堅氏は怒りと焦りを露わにした。

沖縄戦を戦ったのは日本全国から召集された兵員なので、当然ヤマトにも沖縄戦戦没者遺族はいる。それにもかかわらず、メディアの報道寡少と市民の無関心とが悪循環を形成し、命懸けで問題提起する負担が具志堅氏をはじめとするウチナンチュの方々ばかりに押しつけられる。私はその構



阪急茨木市駅前行なわれた「総がかり行動」で発言する筆者（今年5月）

図を、「沖縄戦の繰り返し」としか思えなかった。

戦後76年が経過しても、ヤマトは未だに沖縄に負担をかける加害者のままだ。この現状をなんとかしてでも変えなければならぬ。私はそう決意し、沖縄県内外の知人らと、「具志堅隆松さんのハンガー・ストライキに応答する若者緊急ステートメント」「遺骨で基地を作るな！ 緊急アクション！」といった活動を始めた。

ン！」といった活動を始めた。

沖縄のみならず、ジェンダー差別・レイシズム・貧困などあらゆる社会問題に言えることだが、構造的差別の被害者が出来るのは問題提起・抗議だけだ。その問題を解決する力は、問題を作り出し放置している加害者によって独占されている。従って、加害者側が自らの加害性を自覚し、自己批判・自己変革のための学びと運動を始めなければ、問題は絶対に解決しない。

「遺骨土砂問題」に関して言えば、問題を生み出しているのは、沖縄の民意を無視し、戦没者の遺骨を使ってまで辺野古新基地建設を強行するヤマトだ。ヤマトの内部にも被害者があり、日本社会全体が国に抗議せねばならない。そこで私たちは、国に抗議文を送る、オンライン署名に参加する、全国メディアに報道拡大を要請する、地元自治体で「遺骨で基地を作るな」と国に求める意見書を採択させる、など具体的な行動提案を行ってきた。

4月に行なったオンライン学習会で、具志堅隆松氏は若者が直接行動すべきだと訴えた。自ら具体的な動きをしないまま一般市民の行動を求めるのでは説得力を持ち得ないし、オンライン・SNSだけの運動では実効性に欠ける。とはいえ、コロナの影響

響で沖縄現地の運動に直接加わることも出来ない。そこで私は、地元・北摂地域（茨木市・吹田市・高槻市・島本町・豊中市など）での意見書採択を目指す運動に特に重点を置いた。

4月中旬、沖縄戦遺品展の共同開催などで以前から親交がある地元の労働組合「サポートユニオン with You」の方々と共に運動を始めた。当初は、議員の間にも「沖縄や安全保障の問題は、市民生活から遠ざかる」との認識が漂っていた。市民にいきなり「沖縄への加害者としての当事者意識を持つべきだ」と言っても、納得してもらうのは難しい。茨木市では全会一致採択が可能な意見書案しか本会議に上程しない原則があるので、「遺骨土砂問題」への市民の関心の高まりを議員に証明し、会派の違いを超えた意見書採択を目指して動いてもらう必要があった。

「サポートユニオン with You」の方々と共有した信念は二つ。一つは、「遺骨土砂問題」は「人道上の問題」であること。もう一つは、市民の広汎な連携を基礎とした運動にすべきであることだ。国政が腐っている現在だからこそ、市民の草の根の力が試される。沖縄への安易な同情を掻き立てる一過性の運動ではなく、国民主権・地方自治の担い手として市民が成熟するための



過程の一段階として、「遺骨土砂問題」に取り組みたい。私たちはその信念で団結した。

「遺骨土砂問題」に対する市民の認知向上のため、私たちは沖縄学習会の開催と、毎月の「総掛かり行動」での街頭宣伝を行なった。学習会ではドキュメンタリー「ちむぐりさ 菜の花の沖縄日記」を上映した後、私から、自分が沖縄修学旅行を機に沖縄に対する当事者意識を養っていった過程の話と、「遺骨土砂問題」への問題提起を行なった。私や、那覇のフリースクールに通った坂本菜の花さんのライフストーリーを共有することで、沖縄にあまり関心・知識がなかった市民の方にも「自分の無知・無関心こそ、沖縄で起こる問題の原因なのではないか？」と実感していただけたと思ったからだ。



「遺骨土砂問題」の根本は、2019年2月24日の県民投票で明示された沖縄の民意を無視して辺野古新基地建設が強行されていることにあり、このこと自体地方自治を保障する憲法と民主主義の原則に対する冒瀆である。しかし、辺野古新基地建設に直接切り込むとなると、新基地建設を巡る主張の違いや、「安全保障は国の専管事項で、地方での議論になじまない」との通念

のせいで、問題意識の共有が難しい。

しかし、「遺骨土砂問題」は沖縄戦遺族の幸福追求権・宗教的人格権を侵害する人道上の問題であり、ヤマトにも被害者がいる（実際、2339名の大阪府出身者名が平和の礎に刻銘されている）ので、当事者意識を持ちやすい。「国は人として間違えていることに国税を浪費している」「防衛省・沖縄防衛局の土砂採取計画は、超党派の議員立法により成立した戦没者遺骨収集推進法を反故にする民主主義への挑戦だ」「遺骨収集を管轄する厚生労働省は、そんな防衛省に抗議することも出来ないほど弱体で、その点ではコロナや雇用問題対応での不手際にも通じるものがある」などと言えば、「北摂で暮らす市民も、この問題の被害者なのでは？」との意識も生まれる。さらに、土砂採取や埋め立てに伴う環境問題を指摘すれば、環境権侵害・SDGs違反といった論点にも繋げられるし、「国に抗議しなければならぬ」との共通意識を喚起しやすい。

街頭アピールでは、ここまで順を追って問題の全貌を示すことは出来ない。正直、構造的沖縄差別を問うより、「コロナ対策そっちのけで国税を新基地建設に浪費している」などと、市民の被害者意識に訴える方が容易だ。

何はともあれ、茨木市議の皆さんに学習会や運動の現場に来てもらい運動を共にすることで、「遺骨土砂問題」について市民の問題意識が高まっていることは示すことが出来た。議会運営委員会での会派間調整や、各会派への面通しには市民派議員の協力が不可欠だし、運動の現場で議員の方々と意見交換することを通し、『遺骨土砂問題』は自分が議員として取り組むべき課題だ」と実感していただけたのは大きかった。

沖縄県議会を始め、沖縄の複数市町村議会で国政与野党の立場を越えた「遺骨土砂問題」意見書の全会一致採択が相次いだことも追い風となった。結果、北摂地域の6月議会では、茨木市議会での全会一致採択と、吹田市議会での圧倒的賛成多数での採択（維新のみ反対で、賛成30・反対5）を実現出来た。茨木市のような保守自治体で全会一致採択されたことは、全国で同様の意見書採択を目指すための、大きな追い風になったと思う。



ただ、この結果に満足してはいけない。先日、沖縄島南部の鉾山で重機を用いた作業が実際始まったばかりで、沖縄戦遺族やウチナンチュの方々「今にも遺骨で基地が作られるのでは？」と怯える日々は続く。9月議会に向け、意見書採択を目指す



茨木市役所に「遺骨土砂問題」意見書採択のための陳情を行なった（今年4月）

す運動を全国に「輸出」し、国の蛮行に対する地方からの問題提起を大きくして、国政上の実質的な変化につなげねばならない。

一方、地元ですべき課題も山積だ。そもそも「遺骨土砂問題」は辺野古新基地建設に伴う一問題に過ぎず、新基地建設自体を止める次なる動きが必要だ。少なくとも茨木市では、「辺野古に言及しない」との条件での意見書採択だったので、「辺野古新基地建設反対」自体の意見書採択はまだ望

めない。

地方自治の営みは、市民で問題意識を共有することに始まる。なので、「辺野古新基地建設反対」が市民の総意だと市議の方々に証明すべく運動を続けたい。ただ、いつも「辺野古」「安全保障」といった話題だと、市民の関心を維持するのは難しいだろう。沖縄の現状と地元の市民の生活との繋がり・重なりを実感してもらえらる多様なアプローチを模索したい。

コロナに伴う生活苦が広がっている今だからこそ、辺野古新基地建設でどれほどの国税が浪費されるか調べてみたい。

北摂ではPFOS・PFOA《編注》による水質汚染が深刻なので、その関連で米軍基地による水源地汚染問題も学びつつ、国に実態調査・補償を求める意見書採択を目指す動きが作れそうだ。茨木市では大規模な再開発・山林開発が進んでいるが、大量のダンプカーを用いた土砂採取による公害や騒音被害、山林開発による土壌流出・土砂災害の危険、再開発による景観被害などを掘り下げる中で、沖縄の現状と重なる問題が見えてくるかも知れない。公民館や地域の集会所でタウンミーティングをするなど、地道な活動を積み重ねたい。

◇ 「土地規制法案」の深夜の強行採決が象

徴するように、今の国政は市民の言うことを聞かない。だからといって、市民が無力感に駆られ、抗議をやめてはいけない。無力なのは国の方だ。今年は衆議院議員選挙があるし、国会議員が替われば沖縄の現状が改善される確率は高まる。

私は今、地元・大阪9区で「生存のための政権交代」を主張する野党統一候補を支える動きに加わっている。自民・維新の現職に比べれば、組織的な動員や知名度では有利ではない。だからこそ徹底的な草の根の取り組みで、「住民のための国会議員」を国政に押し上げたい。沖縄に関する問題提起も、その動きと結びつけ、構造的沖縄差別を解決する責任を果たしていきたいと思う。

（にしお・けいこ／「遺骨で基地を作るな！ 緊急アクション！」呼びかけ人）

《編注》 PFOS・PFOA…双方とも泡消火剤や撥水剤などとして使用される有機フッ素化合物で、分解されにくく体内に摂取されると長く留まるため、世界的に生産・使用規制が強化されている》



# のら 日本 運動 現場 在留シリア人と関わる

田浪 亜央江

名古屋入管に収容されたウィシユマ・サ  
ンダマリさんが3月6日死亡した事件で入  
管政策への批判が高まるなか、5月下旬、  
難民申請者の強制送還を可能にするという  
入管法の改悪が断念された。ひとまずほっ  
とはするものの、日本の出入国管理政策の  
方向性がそう簡単に変わるとは到底思えな  
い。

ひとことと言えば入管の人権軽視の体質  
だが、アジアやアフリカなど貧しい国々や  
地域の出身者を一律に危険視する差別意識  
が根本にあるだろう。入管に収容されてい  
る外国人のなかには、欧米人はほとんどい  
ない。難民申請者に対する日本の認定率の  
低さは悪名高いが、「得体の知れない人々」  
を排除したいという意識は日本社会に根深  
く存在する。

いっぽう今年で10年になるシリア危機に  
よって、国内避難民を合わせるとシリア人  
全体の半数強が難民化したという凄まじい  
状況になっている。そんななか、日本も  
少しはシリア難民を受け入れているのだ

という宣伝ができ、じっさいには難民を  
入れずに済ませるという巧妙な仕掛けが、  
2017年に始まった「シリア平和への架  
け橋・人材育成（JISRP）プログラム」だ。  
これは年間20名、5年間で計100人の  
シリア難民を、難民としてではなくJIC  
Aの長期研修員として受け入れ、大学院修  
士課程（ほとんどが理系・技術系）で学ばせる  
というものだ。大学院に入学可能な学歴・  
経歴をもつ、もともと安定した立場にあっ  
た「安全な」人が、ごく少数だけ選別され  
て来日する。そのうえで、2年後にプログ  
ラムが終了したらシリアにお帰り下さい、  
というのがもともとの趣旨だ。

じっさいにはとても帰れる状況ではな  
く、ほぼ全員がそのまま日本に残って就職  
活動を始めている。修めた専門知識を生か  
せる職種に就けた例外的な成功事例だけが  
ウェブサイト上では紹介されているが、実  
情は工場のラインなどの単純労働や、不安  
定な職に就いている人が多い。理系の場合  
大学院修了までは英語で教育を受けられる

ため、いざ就職活動という段階で言葉の壁  
にぶつかるようだ。結局、彼らが長期的に  
日本で生きてゆけるようにするためのプロ  
グラムになっていないことが、根本の問題  
としてある。



このJISRPプログラムに批判的な筆者  
が、このプログラム終了後、日本で暮らし  
続けるシリア人のサポートをするようにな  
ったのは皮肉な巡りあわせだ。筆者は広  
島に移って今年で5年目になるが、広島は  
JISRPプログラムで来日した研修生の最  
初の研修地になっていて、彼らが国内各地  
に移った後も、一部の人は連絡が取れる  
のだ。

彼らの多くが妻または妻子帯同で来日し  
ていて、子どもの教育環境について悩んで  
いる。将来のことを考えれば英語のほうが  
有利だから、子どもに積極的に日本語を学  
ばせたいわけでもないが、日本で暮らす以  
上、子どもたちは日本の学校に通い、年齢  
相応の日本語能力を身に付けてゆく。不自  
由な日本語で何とか働いている親たちに比  
べ、子どもは学校に入ると、きょうだい同  
士でも日本語でコミュニケーションを取り  
始める。まだ小さいあいだはまだしも、将  
来母語のアラビア語を十分に駆使できない  
子どもと、子どもの話す日本語が理解でき



オンラインで母語教育を受ける子どもたち

ない親たちのあいだのコミュニケーションの断絶が十分に予見できる。

多くの親が、インターネット上の無料のアラビア語教室に子どもを参加させていると聞いていた。しかしそれが有料化するという連絡が来て、どうしようという相談を1人のシリア人から受けたのは、今年の2月だった。子どもにも母語学習を続けさせたいが、有料では無理だ。同様の思いをもつ親は他にもいるから、そうした家庭の子どもを集め、何人かの親が先生役になるというアイディアはすぐに固まった。アラビア語教育の経験をもつ親が担当し、人件費をきちんと払って責任をもって教育をしてもらう。問題はその資金源だ。

運動や社会的な活動を行なうために、クラウドファンディング（CF）で資金を集

める手法が以前から気にはなっていた。うまく行くかどうか分らないが、他に方法が思いつかない。3月下旬に「アナーラ（アラブの子どものための母語教育協会）」という名前の団体を立ち上げることに決め、4月初旬に銀行口座を開設し、インターネットにCFのキャンペーンを登録した。教師2人の1年分の人件費を単純に積算し、192万円を目標額にした。ただ、お金が集まるのを待つてから授業を開始するのは遅い（日本の学校の新年度からあまり時間をおきすぎると、子どもがその環境に慣れてしまう）。

というわけで、お金を集める一方でオンライン授業の方法を検討したり、時間割りを作ったり、配布用の教科書をコピーしたりといった準備を開始し、ラマダーンの明けた5月17日から授業を開始した。子どもは約20人で、1学年1クラス、それぞれ3人から5人が一緒に学ぶ。JIS Rプログラムのシリア人だけでなく、エジプト人やスーダン人の子どもも参加することになった。CFのほうは、目標額の104%を達成して無事に終わった。



筆者はおもにパレスチナを研究しているが、学生時代はシリアに留学してシリアの人たちにはとてもお世話になったこともあり、日本で暮らすシリア人とこんなかたち

で付き合いを続けられるようになったことはとても嬉しい。だが、何も彼らが日本に来たくて来ているわけではないことは、忘れてはならないと思う。

日本の御都合主義的な難民支援政策に振り回されてしまうのではなく、子どもたちにはどんな環境のなかでも自信をもって生きられるようになって欲しい。そのための「支援」をしようというのはおこがましい言い方であって、彼らがこの社会で生き続けられるなら、こちらもそこにかろうじて展望を見出せるかもしれないと思うだけだ。

ある在日朝鮮人の知人は、筆者の活動に賛同して支援金を振り込んでくれたとき、「母語と親・祖父母の文化を継承することは、子どもたちのアイデンティティと命にとって大変重要な意味をもっている」というメッセージを送ってくれた。日本社会の息苦しさを長年吐露し続けて来たその人から与えられた、重い課題だと感じている。

（たなみ・あおえ／中東地域研究）

## アナーラ

（アラブの子どものための母語教育協会）

<https://camp-fire.jp/projects/view/417519>



# 6・18「原発いらない金曜行動」誕生！

毎月第3金曜日、首相官邸前で原発NO！の声を

横田 朔子

## ◆コロナ禍の中452人が参集

2021年6月18日金曜日18時30分～19時45分、首相官邸前で「原発いらない！金曜行動」が新たにうぶ声をあげた。コロナ禍で全国的に大衆運動の自粛傾向が強まる中で、主催者の予想を超える452人の市民、労働者が参集した。

横断幕やのぼり旗、手づくりのプラカードや楽器を手にした人びとも多く、参加者の思いやモチベーションの高さを感じてうれしく、疲れが吹っ飛ぶ気分だった。

## ◆ドーン、ドン♪、ドン♪

開会5分前、力強い多摩川太鼓の音が官邸前に轟き渡る。打ち手は、毎月行なっている東電本店前合同抗議集会にボランティア参加協力して下さっている五十嵐さん。今回もご自分から協力を申し出てくれた意気軒昂な方だ。五十嵐さんの音頭に合わせ、小太鼓や鳴り物、手拍子でもって「原発いらない！」のコールで会場は一段と盛

り上がる。太鼓の重さは30キロ。川崎から電車を乗り継いで持ち運ぶ五十嵐さんの心意気が素晴らしい。

## ◆官邸前金曜行動の灯を消さないで！

呼びかけ人の柳田真さん（たんぼ舎共同代表）は、新たな金曜行動を何故始めることになったかを語った。

①2020年10月2日、反原連が「活動休止」を発表。「官邸前金曜行動が無くなるのはさみしい」「地方の人たちは残念がっている」という声が聞かれた。21年2月、各地で有志が新金曜行動について話し合った。

②3月11日、東電前集会（経産省前テントひろば、たんぼ舎主催。賛同139団体）に650人参加、皆の原発反対のエネルギーはたくさんあると実感。一方、朝日新聞の反原連の活動休止報道は、一般の人たちに「今後、国会・首相官邸前で原発反対集会はやらない」と受け止められた。

③4月6日、たんぼ舎運営委で月1回金曜行動をやるうと呼びかける事を決定。4月15日、さようなら原発実行委員会で、たんぼ舎から金曜官邸前行動の討論を提案。鎌田慧さんは賛成し、事務局は多忙でできないが全面的に応援すると。

④5月初め、柳田真・下山保・乱鬼龍・木村雅英が連名で「官邸前で反原発運動を月1度実施していきたい。そのための打ち合わせ会参加」をと、周りに働きかけた。5月初旬、反原連へ一緒にやりませんかと働きかけたが、「相談の末、参加できない。そちらでやって下さい」との返事がきた。5月13日、衆議院議員会館会議室で第1回準備会を開催、出席者20人。官邸前または国会前で原発反対を叫ぶ「場」の必要性は皆一致。6月18日金曜日、第1回行動開催を決定。各地のグループ、団体、個人に働きかけ開始。反応はよく、手ごたえは十分ありと確信。

⑤主催団体の名称は「原発いらない金曜行動」に決定。

⑥6月初め、テレビ局、新聞社に働きかけを開始。主要7社（NHK・朝日・毎日・読売・東京・共同通信・日経）には6月18日行動取材のお願いにまわった。全体として短期間の準備ではあったが、「官邸前での反原発運動」を望む人びと、全国の声

が後押ししてくれたと思う。

## ◆多彩な呼びかけ人のスピーチに聴き入る

集会当日の冒頭挨拶は鎌田慧さん（ルポライター）。「原発は、何の論理性も倫理性もなく、ただ金で動かそうとしている。福島では、人間のプライドが奪われ、子どもたちの甲状腺がん、労働者の被曝問題、仕事も畑も海も奪われたまま、誰も責任を取らない。これが原発の本質だ。子どもたちの未来に原発はいらない。毎月第3金曜日は、首相に直接脱原発の声を届け、厳しく糾弾する集会を続けよう」と、金曜行動への参加を力強く呼びかけた。

の参加を力強く呼びかけた。

落合恵子さん

（作家）は、「おかしいことはおかしいと言っていく。責任を取るべき人間が、責任を取るまで行動を続ける、それが民主主義です。世界のどこにも原発はいらない」と。短い言葉を紡ぐ落

合節は本当に心に沁みる。

神田香織さん（講師）は粋な着物姿で登場し、6月末公演の新作講演「沖縄戦——ある母の記録」と9月18日公演予定の新作講演「ローマ教皇との運命の出会い——原発事故で避難した少年の物語」に触れ、沖縄や福島の人々に強いてきた「犠牲のシステム」は、今コロナ禍の日本で起きている事とそっくりだと指摘。講演という日本の大衆芸能を武器に闘う姿勢を貫く姿から、いつもながら勇気をもらい励まされた。

古今亭菊千代さん（落語家）は、冒頭で「お忙しい中ではごさいません」と笑わせ、「私たち芸人はコロナ禍で仕事がなくなり、生活に窮している」と政府の無策を強調。コロナ問題、沖縄の人びとの人権侵害、憲法改悪、原発の問題等、日本の政治状況の危険性についてユーモアを交えて指摘した。

佐高信さん（評論家）は、一見リベラルにみられてきた佐藤優の欺瞞性や俳優の石坂浩二の原発推進の広告塔的存在を痛烈に批判し、会場を沸かせた。

次いでテーマ別に山崎久隆さん（たんぽぽ舎共同代表）、横山隆美さん（350 Org. Japan代表）、吉沢正巳さん（希望の牧場）のスピーチと続き、最後は参加者からの飛び入り6人が1分間スピーチと盛り沢山。この日は、これまでの集会と違ってスピーチにじっと

聴き入る参加者の姿が多かった。

スピーチの合間に「日本のどこにも原発いらない」「フクシマは終わっていない」「放射能汚染水を海に流すな」「老朽原発・美浜3号をうごかすな」「東海第2原発、再稼働反対」「第6次エネルギー基本計画で原発ゼロ実現を」等々のコールが夜空をつき抜け、新たな門出にふさわしいエネルギーシユな集会となった。

誰かが手すりに結んだ大きなてるてる坊主のおかげか、梅雨空で心配された天候も何とか持ちこたえ、「天も私たちに味方してくれた！」と喜び合う参加者の爽やかな笑顔が印象的だった。カンパは参加者の皆さんが積極的協力して下さり、90万円近く集まった。心から感謝している。

当日の集会で私も訴えたが、首都圏唯一の原発である茨城県の東海第2原発は、稼働して43年目の老朽・被災原発だ。来年8月ごろには事実上の再稼働が始まる。3月18日の水戸地裁は、「日本原発は東海第2原発の原子炉を運転してはならない」と住民勝訴の判決を下した。今後金曜行動でも、東海第2原発の危険性を訴え、粘り強く活動を続けていきたいと思っている。

（よこた・さくこ／「原発いらない！ 金曜行動」実行委員）





## 〈象徴天皇教の祝祭ナショナリズム〉批判

### コロナ感染拡大「東京オリンピック」と 「元首」天皇開会宣言

#### ——新天皇「即位」(代替わり)問答⑫ 天野 恵一

7月14日、新型コロナウイルス感染者が新たに1149人、東京で確認された。東京五輪開催直前の今、やはり多くの人たちの予想通り、「緊急事態宣言」下のオリンピックはさらなる感染症拡大イベントではないことが、さらに明白になりつつある。本当に恐ろしい状況。とうとう千人超えです。本日(7月15日)の新聞を何紙か持っている天野さんに、まず、やはりオリンピックとコロナ、そして天皇という問題をお聞きしたい。

コロナ下の東京五輪開催は、オリンピック自体に反対していた天野さんたちには、とにかく許しがたいことでしょう。『スペース21』のニュース125号(2021年4月)の「オリンピックを中止に!」の声で『腐ったゴミの蓋』菅政権を包囲しよう!」で、「コロナ緊急事態宣言」下だけではなく、2011年3月11日の福島原発震災とともに原子力災害対策特別措置法に基づいて内閣総理大臣が発した「原子力緊急事態宣言」の下、つまりそれは福島の人々の居所の復興などできていない今、「コロナ緊急事態」と「原子力非常事態」の二つの宣言下で、平然と行なわれる「国家犯罪」だと強く批判していましたね。



天野 他人事のように言わないでください。

「安全・安心」オリンピックなどというふざけた政府や推進派に、あなただって怒っていたでしょう。コロナの「緊急事態宣言」だって最初は、そうした宣言下の五輪だけはイメージ悪すぎで避けたいから、早く解除したけど、感染拡大はとまらず、それどころではなく安全オリンピックの演出のためにも宣言下でやるしかないところに追い込まれての、またの宣言。とにかく人々の安全も人命もともに考えていない政権であることは、グロテスクなまでにミエミエ。酒をストップさせて早く閉めさせている飲食業者への少ない協力金すら遅れ遅れのくせに、協力を政治的(経済的)圧力で生みだそうという脅迫体質。そのくせオリンピック関係者のバブルへの閉じこめ「安全」政策など、実際は空港でもホテルでも、穴だらけ。関係者が、予想通り街に大量に歩きだしている状況は、マスコミがレポートしている。ハチャメチャな「殺人オリンピック」突入でしょう。怒らない方が、どうかしているでしょう。

——ハイ、ハイ(笑)。もちろん私も怒っていますよ。でも私はIOC会長バツハたち、ああした「オリンピック貴族」たち——これも天野さんたちの常用語でしたね、こういうことは、初めてストンと腑に落ちる体験をしたんです。すごいネー。長野オリンピックの時から長く反対運動に取り組んできた天野さんたちにとっては自明だったことでしょうが、今回本当にわかったの。アスリートなんてのは、ただのダシなのね。自分たちが金もうかるから何がなんでもヤルんだ。菅政権も自己の政治利権だけ。

天野 ウン。責任もって「中止」というリスクは負いたくない無責任体質とセット。大「国策」は戦争同様止められない。

——天野さんのもう一本の論文は、〈殺人オリンピック〉がタイトル。ピープルズ・プラン研究所の『ユースレター』72号(2021年5月)の「マスコミの中の新天皇論議⑧」「象徴元首」の〈殺人五輪——開会宣言という政治セレモニー〉。その結びはこうですね。「二つの『緊急事態』宣言中での〈国家による犯罪〉であるといふべきオリンピック。この観客が『無人』の大会場で、ロイヤルボックスから、開会を宣言する新天皇の姿をイメージしてみた。オリンピック憲章には、こうある。『オリンピック競技大会は、開催地の国家元首が以下のいずれかの文章を読み上げ、開会宣言する』(傍線引用者)。この後、『私は第何回大会を祝い』『開会宣言する』という言葉が明示されている。／天皇は憲

法上『元首』ではない。自民党の改憲案は『元首天皇』への明文改憲のプランを示し続けている事実がそれを逆に証明している。ところが戦後の日本でのオリンピックは、すべて天皇が開会宣言している（明白な憲法違反が常に正当化されてきているのだ）。／しかし、この（殺人オリンピック）の象徴元首としての、無人の大会場での、新天皇の世界へ向けての開会宣言は、まさに天皇制の本質を国際的に露呈する大イベントということになるう。」

——天皇が名誉総裁となって開会宣言するのって、ものすごくハッキリした憲法違反の行為だったんですね。このことも、今回、はじめて自覚させられました。ハイ。

**天野** もちろんです。マスコミなどはその批判はタブー、自民党の改憲案に反対しているマスメディアもまったくふれないでしょう。この天皇に対する「挙国一致」のマスコミの政治体質が大問題なんですよ。象徴天皇制のそれをまったく意識させないタブーです。

——もう一つの論文のおかげで、気づいた問題があります。

**天野** 今回は、ひどくヨイシヨするねー（笑）。

——イエ、イエ、ヨイシヨではありませんよ。あの6月24日の西村泰彦宮内庁長官の定例会見での発言「ご自身が名誉総裁をお務めになるオリンピック・パラリンピックの開催が感染拡大につながらないか、ご懸念されている。ご心配であると拝察し

ています」。マスコミで話題になったこれ。25日、菅義偉首相は「長官本人の見解を述べたと理解している」と記者に答え、西村も24日の会見で「私が肌感覚として受け止めているということ」「直接そういう言葉を聞いたことはない」と解説していたことに対応させて、菅はかわしてみせたけど。新聞なんかも解説してたけど、天皇と日常的に意見交換している長官が、天皇の意向を無視して、天皇の気持ちについて記者会見で語るなんてことはないでしょう。

**天野** もちろん。天皇の意思「表明」が長官「拝察」として示されていることだと思いうしかないんですよ。菅首相には都合が悪かったろうけど、それが……。

——今までなら、天皇も私たち同様、感染拡大を心配してんだナ、っていう線で、多くのマスコミのトーン同様、肯定的にのみ受けとめてしまっただけだろうけど、今回は、そんなふうに流された印象以外の気持ちになったの。はじめから天皇夫妻も多くの皇族も、「元首天皇」の宣言はあたりまえで参加準備していたんでしょう。国民受けをねらって。オリンピック観戦は華やかな社交舞台だから。国際的デモンストレーション。天野さん、前の天皇の「生前退位」というかたちで交替をいそいだ動機の中に、かなり老人天皇として即位する今の天皇にせめてオリンピック名誉総裁としての国際舞台をつくってやろうという意思もあったらうと書いていたじゃない、どこかで。

**天野 ウン。**

——オリンピックっておかしな天皇らの政治舞台だとすると、結果的に国民に広く恨みを買ってしまうオリンピックになることまちがいないからアテがはずれて、本人困っているだけなんだなと思ったの。

**天野** もちろん、そういう線での発言にすぎません。だからアリガタガル必要などまったくありません。

——そうなのよね。それと、オリンピック推進マスメディアには、長官発言は憲法が許していない天皇の政治利用で、憲法上問題だなんて声が紹介されたけど、違憲だっていうなら、元首（名誉総裁）開会宣言の方がハッキリと明確な違憲行為なのに、そちらはまったく不問にして、こちらは違憲だなんて、おかしい。こういうこともよく理解できました。

**天野** もちろん、そうです。自分たちの都合に悪い動きや言葉にのみ、自分たちが改憲しようとしている憲法の天皇条項を根拠に「違憲ダ！」なんて、いつてみせる、インチキな政治的御都合主義にすぎません。私たちと反天皇制運動をいっしょに持続している政治グループ系の通信は「ナルヒト名誉総裁の責任のがれ発言」と評しているけど（『通信反戦反天皇制労働者ネットワーク』153号）。そういう批判に根拠はもちろんあるけど、天皇の政治的任務てのは、多くの国民の感情が時の首相から離れてしまっている時はむしろ首相と対立しても、少な



からぬ国民の感情の方に加担して、国民を分裂させないという国家政治的任務があるんですよ。そういう天皇としての任務に忠実とも言えますね。もちろん、感染拡大オリンピック推進の名譽総裁は、まるごとしょいこみたくなって、イヤイヤやるのよというポーズをも示しておきたかったということはあるけど。

——天野さんは今日(7月15日)の『産経新聞』を手にしてるんだけど、それは。

天野 イヤ、『サンケイ』だけが一面トップで、五輪の開会式へ出るのは天皇だけって記事があつたから。過去のオリピックはすべて天皇皇后がそろって出席していたけれど、「無観客」にあわせて「陛下お一人」に人数制限だつて話。「大会関係者」も「万」の予定から「数人」にしばらくこむことに対応しているという記事です。

——なにそれ、人数しばらくの安全対策に協力しているってお話なの。

天野 そういうことらしいよ(笑)。一人減ってありがたがる人がいるのかネエー。「緊急事態宣言とオリンピックは無関係」、日本人の「犠牲」は当然と公言していたバツハラオリンピック貴族らを前に、「元首天皇」の開会宣言。批判すべきだけど、おにあいの愚行ともいえますね。

雅子皇后をめぐつては、『女性自身』(7

月27日・8月3日合併号)に「陛下断固拒否接待強要恥知らずIOCから雅子を守る」のタイトルの記事があります。

「皇室担当記者は危機感をあらわにする。／『開会式には無観客といつても、バツハ会長らIOC委員や各国のVIPは国立競技場に来場するでしょう。両陛下も出席せざるをえなくなる可能性は高いです。／しかし、都民に自粛がよびかけられている中で、お偉い方と一緒に両陛下が出席されることは、国民に寄り添う」という皇室の基本姿勢とはまったく相いれません」／いま皇室にとって危惧されるのはIOCからの「接客要求」なのだ。6月17日の首相会見では、フリージャーナリストの江川紹子氏が「バツハ会長らIOC幹部が、天皇陛下下の面会を求めた場合、総理は面会に同意されるでしょうか」(両陛下に)IOC関係者のおもてなしなどもしていただくのでしょうか」と書面で質問しているが首相側は無回答」。

この記事は、天皇が1回目ワクチンを打ったのは7月6日と公表されているが、ともに打ったであろう皇后雅子については公表していない。これは「恥しらず」なIOCの接待要求に、ワクチン未接種を口実に応じないためではないかと推測をしてみている記事である。IOC(バツハ)・菅

政権vs天皇・皇后との図式の記事です。

『女性セブン』(7月15日号)の「全内幕天皇陛下重大ご懸念に皇后雅子さま沈黙を破られた本当の理由」は有観客路線での菅首相の「内奏」があつた直後の宮内庁長官の「拝察」発言は、五輪外交の主役を要求される精神を病んでいる雅子をおもんぱかった天皇の意思(もちろん無観客への転換へうながそうという意思)の産物であるという分析です。「内奏」も、首相へのプレッシャーも、憲法違反の行為ですが、そんなことは気にもとめていない記事ですね。感染の拡大に不安を持っている、ほとんどの国民と共に「陛下」はあることを絶妙のタイミングで示した(政治)であることの賛歌が基調トーンです。

もう一つ『週刊女性』(7月13日号)の「天皇陛下五輪苦言のウラに『空振り肉声』が計10回」も紹介します。この記事は、開催に反対してきた多くの国民の予想できる「名譽総裁」天皇の開会宣言への反発に、実は天皇も立場上しかたなくやっているのだということ、そして「昨年4月から今年6月にわたって実に10回、コロナに関する発言をされてきた陛下」、しかし、それはすべて、国民に受けず「空振り」だった、今回はまずい状況を逆手にとって、実にう

まく「皇室の存在意義」がアピールできた、素晴らしい、てな記事です。

——天野さんの整理すると、そういうことなのね。よくわかったわ。女性週刊誌って、ひどく政治的な雑誌なのネ。驚きだわ。

**天野** 皇室記事は、そりゃ、そうですね。だからしかたなく読んでいるんでしょう。

——ハイ、ハイ(笑)。それでは男性週刊誌(?)の方へ移ってください。

**天野** 「『天皇が『東京五輪ご懸念』。背後に『秋篠宮』そのまた後ろに『小室圭さん』」この『週刊新潮』(7月8日号)の記事は、天皇・宮内庁サイドと安倍政権を継承した菅政権サイドの歴史的な対立を整理しながら、この問題の裏にかくれている政治意図を、いろんな識者の言葉をおりこみながら、もちろん天皇制に批判的な人のものなどありませんよ、こんな風に解明して見せています。「米ワシントンポストから『東京五輪に日本の天皇から重大な不信任票』なる見出



絵：貝原 浩 (タイトル下とも)

しの記事が出たという、この宮内庁長官の『拝察』発言。／政治部デスクが明かす。『今回の発言は官邸にとっても寝耳に水でした。菅総理や加藤官房長官は、西村長官が個人の見解を述べたもの』と火消しに躍起ですが、長官が陛下の心中を忖度して勝手に発言するとは思えられない。あの西村長官が官邸への根回しをしていなかったというのも信じがたいのですが……』／西村長官の先々代に当たる風間典之元長官は、五輪招致に皇族が政治利用されたのではないかと取り沙汰された際、『天皇皇后両陛下(現在の上皇ご夫妻)も案じられていると、拝察した』と発言。さらに、上皇陛下が生前退位のご意向を表明された2016年にも、風間元長官は『できるだけ優先的に対応していただきたい』と述べて官邸の不興を買い、慣例の任期を前倒しして長官の任を解かれた。この『更迭劇』の後、宮内庁の事務方ナンバー2に当たる次長職に送り込まれたのが西村長官だった』

うし、眞子・小室問題でネットを中心に広がる皇室批判の事も頭にあったろう、と続いています。伝統主義右翼の八木秀次の、『世論』の動向を天皇は気にしすぎるのは少々問題』、というようなコメントでしめくくついているところが、『週刊新潮』らしさ、かな。

『週刊文春』(7月8日号)の「天皇『五輪懸念』vs宮内庁長官『異例の拝察』菅『皇室は観光資源』」の記事も基本はほぼ同一の内容。送り込んだスパイ西村が天皇家にとりこまれてしまったというストーリーである。菅首相は皇室を「観光資源」として活用しようぐらいにしか考えていない人物、としてクロージアアップされているのが『文春』の個性。「安定的な皇室継承のあり方を論議する政府の有識者会議」の方も「小室パッシング」を口実に、フル稼働させないのも道理というところか。

——ナルホドネー。女性週刊誌群も『新潮』や『文春』も、報道の基本姿勢は、まったく同じなのね。

**天野** そうです。新聞各紙もテレビも同じですね(週刊誌ほど「裏話」は表に出さないけど)。「国民に寄りそうありがたい天皇夫妻」のお話ですね。

——マスコミじかけの象徴天皇制か。今回の批判的解読はここまで。

(あまの・やすかず／本誌編集委員)



# 経済利権と政治利用のためのオリンピック

——市民のためのスポーツ・土壌再生が必要なとき

谷口 源太郎

## 欺瞞だらけの「復興オリンピック」

7月12日、東京都で4度目の新型コロナウイルス対応の緊急事態宣言（8月22日まで）が始まり、その下でオリンピックが開催されることになった。

先の海外からの観客の受け入れ中止に加え、4都県の競技の無観客も決められたが、それでも、新型コロナウイルス感染リスクを完全に避けることなど不可能であり、むしろ感染の拡大、重症者や死者を増やす恐れが多分にある。

宣言発出の2日後には、東京での感染者が1149人となり、第4波のピーク1121人（5月8日）を超え、これまでの死者総数も1万5000人を超えた。海外でも、感染者・1億8000万人、死者・400万人をそれぞれ超え、収まる気配は一向に見えず深刻さはますますばかりだ。

こうした人類的な危機ともいえる緊急事態に向き合おうとせず、逆に背を向けて2020東京オリンピック・パラリンピッ

ク（以下東京オリ・パラ）を開催するなどというのは狂気の沙汰としか思えないのではないか。

国際オリンピック委員会（IOC）、日本政府、組織委員会、東京都などは、傲岸不遜な姿勢を取り続け、なぜ、開催に固執するのか、一切、説明しようと言えない。

もともと、東京オリ・パラを「なぜ招致するのか」についての理念を欠くなかで、森喜朗・前組織委員会会長が思いつきで言い出したのが「復興オリンピック」だった。女性差別発言で森氏が失脚した後、そのスローガンは掲げられ続け、とくに「オーリジャパン体制づくり」に利用しようと森氏が考え出した、福島をスタート地点とする聖火リレーの式典でクロージングアップされた。

小池百合子・都知事が、「大会の原点は復興オリンピック。復興なくして大会の成功なしの思いで準備に取り組んできた」と、次いで丸川珠代・オリンピック担当大臣が、「復興を成し遂げつつある被災地の姿を力

強く発信し、復興オリンピックとして世界中に希望と勇気を届ける最高の大会にしたい」と、ともに「復興オリンピック」を強調した。

ただ、両人とも、東電福島第1原発事故のもたらした放射能汚染の深刻な現実について無知だから、そのようなしらじらしいことが言えたのだ。

「原子力緊急事態宣言」がいまだに解除されず、メルトダウンによってできたデブリの実態さえつかめず廃炉の目途はまったくたない。放射能汚染水をはじめ汚染物質の処理問題など課題も山積している。そして、いまだに避難者は数万人を超す。

また、Jヴィレッジの近辺には、いまなお、高濃度の放射能汚染地区があり、そのような場所を「復興オリンピック」の象徴として聖火リレーのスタート地点にしたこと自体、はなはだしい欺瞞としか言えない。

その欺瞞だらけの「復興オリンピック」が新型コロナウイルス感染の拡大によっていつの間にかかけをひそめ、代わりに「新型コロナウイルスに打ち勝った証し」へと変わってしまった。

実は、このスローガンを最初に言い出したのは、安倍前首相で、新型コロナウイルスの感染拡大に直面し、大会開催の1年延期をIOCのバッハ会長に頼みこむ根拠として、「人類が新型コロナウイルスに打ち勝った証

として、完全な形で実施するから」と断言したものだ。

安倍氏の「完全な形」は、跡形もなく崩れさり、「無観客での開催」という、もはやオリンピックであることの証の欠片もない単なる競技大会になってしまった。

このような惨めな有様を招いてまでも開催を強行したIOCと安倍、森、そして菅義偉首相らの狙いが何であったのかを徹底的に検証しなければならない。

## 憲法改正への政治利用

東電福島第1原発事故の放射能汚染水漏れを「アンダーコントロール」と大嘘で誤魔化して東京オリ・パラを招致した安倍氏に政治利用の重大な企みがあったのは明らかだった。安倍氏は、2020年1月20日、国会で東京オリ・パラを乱発した施政方針

演説を行なった。

・「はじめに」——「1964年大会は、国民が一丸となって成し遂げました。……本年のオリンピック・パラリンピックもまた、日本全体が力を合わせて、世界中に感動を与える最高の大会にする。そして、そこから、国民一丸となって、新しい時代へと、みなさん、共に踏み出そうではありませんか」。

・「外交・安全保障」——「オリンピック・パラリンピックが開催される本年、わが国は、積極的平和主義（軍事力強化・自衛隊海外派遣などを指すものと思われる）の旗下、戦後外交を総決算し、新しい時代の日本外交を確立する。その正念場となる一年であります」。

・「おわりに」——「社会保障をはじめ、国のかたちに関わる大改革を進めていく。令和の新しい時代が始まり、オリンピック・パラリンピックを控え、未来への躍動感にあふれた今こそ、実行の時です。国のかたちを語るもの。それは憲法です。未来に向かってどのような国を目指すのか。その案を示すのは、私たち国会議員の責任ではないでしょうか」。

この施政方針演説から容易に読み取れるのは、国民を一丸とする全体主義体制をつくり上げ、憲法改正へと誘導するためにオリンピック・パラリンピックを政治利用することである。

新型コロナウイルスの感染拡大に直面しても、安倍氏は、1年延期してでも、その政治的企みの実現を目指して大会開催にこだわり続けた。その安倍氏が首相を辞任（2020年8月）した後は、後見人を自認していた森氏が安倍氏の思惑を引き継ぎバツハ会長との駆け引きを展開していった。

森氏は、2020年7月中旬に開かれたIOC総会（オンライン方式）で、「簡素化を図り、団結と共生の象徴としての開催に全力を尽くす」と、大会への取り組みを報告した。

そこで、明らかにされたように、森氏は、安倍首相の「完全な形での開催」という提案を、「簡素化した開催」へとあっさりに変更した。これを受けて、バツハ会長も「素晴らしい」と評価した、というから、なれあいもいいところだった。

そのバツハ会長が、同年9月22日、突如として、「オリンピックズム（五輪精神）とコロナ」と題した書簡を公開した。

「スポーツはパンデミック（世界的大流行）



『オリンピックの終わりの始まり』  
谷口源太郎著・コモンズ・2019年刊



と闘う上で不可欠な要素だと広く認識されている。制限下でも大会を安全に組織できることがわかってきた。このことは、五輪を含む今後の大会準備に自信を与えてくれるはずだ」、「ワクチンなしでも安全に開催できることが示された。ワクチンは全ての問題を解決する打開策でないことは認識しなければいけない」など。

その3日後、組織委員会の提案した52項目の経費削減やコロナ対策を見据えた大会簡素化がIOC調整委員会で合意に達した。その経緯から、バツハ会長の書簡公表は、提案を後ろ押しするよう日本側から要請したものでなかったのか、と推測された。

さらに2日後、自民党・細田派のパーティーに出席した森氏は、壇上で「どんなことがあっても、来年オリンピックをやります!」と豪語した。

## 利権にしがみつくIOC委員

国連決議の「オリンピック休戦」(有効性は認められない)の開始日に当たる7月16日、バツハ会長は、広島(コーツ副会長は長崎)へ行き、平和記念公園、平和記念資料館を訪問し、原爆慰霊碑に献花、被爆者と面会した。このバツハ会長の広島訪問に対して、オリンピック開催に反対するいくつかもの団

体から、「平和の祭典」という仮面のために、広島「核のない平和な世界」というイメージを利用することに反対する、など強い批判の声が上がった。

バツハ会長はノーベル平和賞を狙っているといわれ、そのためのポイント稼ぎのために広島訪問というパフォーマンスを見せようとしたに過ぎまい。緊急事態宣言が発せられ、首都圏外への移動など厳しく制限される中でバツハ会長の広島訪問が認められるのはおかしい、という批判が噴出したのも当然だろう。

なにしろ、新型コロナウイルス感染対策として発せられた緊急事態宣言は、選手やコーチたちにも多大な影響を与える。「バブル方式」(完全に隔離するやりかた)が余計に強化され、自由行動、交流などは一層厳しく禁止され、行動は常に監視される。

「オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる」というオリンピックズムの根源となる規定などは、易々と放棄されてしまっている。

そこまでしてバツハ会長やコーツ副会長(調整委員会委員長)らが安倍・森氏らの「開催ありき」の暴走を強く後ろ押したのはなぜであろうか。

端的に言えば、今やオリンピックはビッ

グビジネスとなり、大会を開催すればテレビ、インターネットなどのメディア権料やスポンサーシップなどによる莫大な収入が得られるので、その利権を守ることがIOCの最優先課題になっているということだろう。

とりわけ、バツハ会長が頼りにしているのは、テレビなどのメディアだ。東京オリパラでの無観客をバツハ会長が認めたのも、従来の倍もの時間をかけたテレビ中継が計画されており、まさしく「見世物」として、全世界に受け入れられると読んでいるからに他なるまい。

世界の150を超える放送局に大会での競技映像、音声、データを提供するのは、OBS(オリンピック放送機構——2001年5月にIOCが設立)である。

報道によると、東京オリパラについてOBSが計画しているのは、「50億人を超える潜在的な視聴者に向けて過去のどの大会よりも多い9000時間以上の映像を制作する」という。

また、組織委員会、各国放送局との連携で競技会場内にファンの応援動画を流すとのこと。

IOCのスポンサーである巨大IT企業のインテルやアリババと協力して革新的な技術で世界中のファンにスリルを体験させ



(著者近影)

るとして、たとえばアーチェリーの選手に小型センサーをつけて視聴者に心拍数を伝えたり、人工知能などを駆使して陸上短距離で選手がどの瞬間に最高速度に達したかを表示したりする新技術も導入するという。OBSが一貫して追求しているのは、すべての競技をテレビ用のパフォーマンステとして徹底的に商品化し、スリリングでエキサイティングな映像で視聴者を満足させようということだ。

日本のNHK、民放（共同事業体として冬季ピョンチャンと夏季東京オリンピックの2大会の放送権料660億円）ともに、朝から夜までオリンピック漬けの放送計画を立てている。

加えて、朝日、読売、毎日、日経の大手新聞4社がスポンサー契約しており、オリンピック盛り上げ報道を繰り広げるのは間違いない。こうしたメディアが総力をあげて送り出す圧倒的な量のオリンピック翼翼報道の影響を受け、世論調査で絶えず高い

数値を示した中止・延期の声も一気に変わると、安倍、森、菅義偉首相らは、確信しているに違いない。

それゆえ、菅氏などは、「安全安心な大会を実現することにより、希望と勇気を世界中にお届けできる」と繰り返しただけで押し通してきたのだろう。

### 東京オリ・パラの批判的検証を

東京オリ・パラの経費は、国民の税金など総額3兆円に膨らむと見られている。そのうち多くが投じられた国立競技場など巨大なハコモノは、無観客となり存在意味を失うばかりでなく、大会後に莫大な維持費を生じ続ける負の遺産になるのは間違いない。

とはいえ、東京オリ・パラ後の最大の問題は、オリンピック至上主義、勝利至上主義によって、蔑ろにされて荒地と化してしまった市民、国民のためのスポーツの土壌をどのように再生させていくのか、ということだ。

その意味からも、東京オリ・パラを厳しく批判・検証し、目指すべきスポーツのあり方を追求する手掛かりにすべきであろう。

(たにぐち・げんたろう／スポーツジャーナリスト)

「市民の意見」185号「本の紹介」(29ページ)の訂正とお詫び

左記のように訂正し、お詫び申し上げます。

中段16行目

〈誤〉間島事件↓〈正〉間島出兵

下段13行目

〈誤〉丁一權↓〈正〉丁一權

なお、「満洲国軍」について著者の飯倉江里衣さんからていねいな指摘がありましたので、ご紹介させていただきます。



「満洲国軍創設の目的は、中国東北軍閥軍の軍人たちを放置しておく」と『匪賊化』してしまつたため、1932年の『満洲国』建国と同時に『親日化』して利用しようというようなものでした。この時に約14万の東北軍閥軍の中国人兵士・将校が集まつたそうですが、朝鮮人が満洲国軍に加わるのは1935年頃からで人数としてはとても少なく、満洲国軍の大多数は中国人が占めていました。また、中国人のほかには、モンゴル人、白系ロシア人、オロチョン族などもおり、その中の一民族として朝鮮人がいました。ご存知のとおり、日本人も将校だけではありません。拙著で扱った八路軍鎮圧部隊は、日本軍と満洲国軍との合同作戦のために満洲国軍内につくられて1945年1～8月に鎮圧作戦を展開した鉄石部隊という部隊になります。したがって、満洲国軍は八路軍と対峙させるために作られたわけではなく、また、他の民族もいて朝鮮人はその一民族に過ぎなかつたため、満洲国軍が中国人と朝鮮人より構成されたと言うことは難しいです。」



# 時代は「大きな政府」へ ——現金給付と公正な増税

白川 真澄

## 生活支援——日本と米国の差

コロナ感染拡大の波が繰り返し襲来するなかで、仕事を失ったり収入が激減したりして困窮する人が減らない。統計上の失業率は3・0%、失業者は211万人（5月）だが、潜在的失業者である休業者が212万人いるから、実質的な失業率は6・0%になる。解雇や雇い止めにあった労働者は10万8千人（6月）、うち非正規の人が46%。昨年収入が減った人は、民間労働者の28%にもなる。とくに非正規で働く女性が打撃を受けた。「大人食堂」の前に並ぶ大勢の人たちには女性の姿が目立つ。子どもにだけは三食食べさせるが、自分は一日一食で済ませるといふシングルマザーも少なくない。

こうした人たちに公的支援の手を差しのべるのが、政府の本来の仕事である。では、この国の政府はどうか。昨春に全国民に一律10万円が1回給付されたが、それつきりである。菅政権がやったのは、ひとり親世帯向けの給付金の再支給、雇用調整助

成金の特例措置と休業支援金の延長、住宅確保支援金の再支給だけだ。個人事業主や中小企業への持続化給付金と家賃支援金の継続・再支給は拒否した。短縮営業や休業に応じた飲食店などには補償（協力金）があるから、というのが理由である。そして、一律10万円の再給付も多くの生活困窮者への現金給付も頑なに拒み続けている。

対称的に、米国では中・低所得層の人びとへの現金給付が再三行なわれてきた。1回目（20年3月）は1人あたり1200ドル、2回目（12月）は600ドルが支給され、バイデン政権は3回目として1400ドル（約14万5千円）を支給する。対象は年収8万ドル（約830万円）以下の世帯すべてで、全世帯の6割になる。さらに、失業手当に週300ドル（約3万1千円、今年から400ドルに）が特別加算されてきた。また最低賃金を政府契約企業では時給7・25ドルから15ドル（約1550円）に引き上げる。

合わせて3200ドル（約33万円）という家計への手厚い現金給付は、低所得者が保険

に加入できず医療を受けられないといった米国のセーフティネットの貧弱さの裏返しではある。だが、それは大量失業や就労時間の削減による賃金収入の減少を補って家計の収入を押し上げ、経済の急速な回復に一役買っている。雇用は、昨年4月の失業率14・8%、失業者2300万人という最悪の状態から抜け出してきたが、それでも6月の失業率5・9%、失業者932万人とコロナ危機前の水準（3・5%、572万人）を大きく上回っている。現金給付が人びとの生活を下支えしていることは明らかだ。

## 現金給付の実施と社会サービスの無償化

なぜ、菅首相は生活の苦しい人びとを支援する現金給付を拒むのか。菅は「最終的には生活保護という仕組みがある」（1月27日）からだ、と言う。しかし、この制度がひじょうに利用しづらいことは、よく知られている。車の保有を禁じる「資産要件」や親族に知らせる「扶養照会」というハードルがあるからだ。昨年度の申請件数は22万8千件と前年度より2・3%増えたが、事態の深刻さからすればわずかな増加にとどまる。生活保護は「最後のセーフティネット」として機能していない。

そのため、多くの人びとが頼ったのが「特例貸し付け」である。窓口の社会福祉

協議会には「緊急小口資金」（上限20万円）と「総合支援基金」（上限180万円、2月から200万円）を求めて人が殺到した。融資決定件数は227万件（6月、生活保護世帯163万を上回る）へと急増し、総額は1兆円を超えた。しかし、これは手軽に利用できて無利子・無担保であるとはいえ、あくまでも「借金」である。だから、仕事が見つかり返済できる見込みが立たないと、怖くて借りられない。また、すぐに限度額に達してしまい再度の借入れが難しい。生活困窮者にさらに借金を負わせるのだから、とても福祉とは言えない。

予備費もたつぷりあるのに現金給付を拒むのは、やはり菅政権が「自助」「自己責任」を最優先するからだ。また、生活支援や医療体制の拡充よりも景気回復・経済成長に執着するからでもある。現に、大型の補正予算では消費喚起のためのGOTOキャンペーン（2.6兆円）、投資活性化（2.2兆円）、公共事業（6兆円）を計上したが、これらの予算は「不要不急」のまま大半が使われなかった。

いま求められているのは、収入が減ったり所得がもとと低かったりする人すべてに生活支援の現金給付を迅速に行なうことである。支援を必要としている人の数は正確に掴めないが、4人に1人の民間労働者

の収入が減ったことや住民税非課税の人が3100万人（厚労省の推計、2010年）であることからすれば、ほぼ3千万人と推計してよいだろう。この人たちに無条件に、つまり審査なしで例えば1人10万円を繰り返し給付する。必要ない人や高額所得者が受け取っても、後で税務申告して税として戻させる仕組みにすれば、そうした人は自ずと申請しなくなる。国民全員への一律10万円給付は、給付から漏れる人をなくするために必要な措置だったが、支援を必要とする人には金額が少なく、必要としない人は貯蓄に回した。同じ方法をとるのであれば、中・高所得者が事後に特別税を納める仕組みを入れる必要がある。

コロナ危機のなかで各国政府が現金給付を行なった経験から、ベーシックインカム（BI）の導入を求める声が高まっている。しかし、生活できるだけのBI（例えば月10万円）をすぐに導入することは、年151兆円の財源が必要となることから、税と社会保障の仕組み全体を組み合わせることなしには不可能である。そのため、スペインでは低所得層の約230万人に限定したBIが導入された。ポストコロナ時代には、貧困と格差がますます拡大する。だから、生活困窮者や低所得者への現金給付による最低所得保障の仕組みの確立が必

要不可欠になる。同時に、同じぐらい重要になるのが、医療・介護・子育て・教育などの社会サービスが無償（自己負担なし）で提供することである。後期高齢者の医療費の自己負担を2割に引き上げた「改革」は、まったく時代逆行なのだ。さらに、住宅手当の支給など住まいの権利を保障することも不可欠になる。

## バイデン税制改革とグローバルタックス

生活の困難な人びとへの現金給付とすべての人への無償の（あるいは安価な）社会サービスの提供は、財政支出をいちじるしく増大させる（前者は1回で3兆円、後者は20兆円）。この「大きな政府」への転換を支える財源をどうするのか。

バイデン政権は、家計への現金給付を柱とする1.9兆ドルの「米国救国計画」に続いて、インフラ整備や脱炭素化に投資する2兆ドルの「米国雇用計画」（8年間）、格差是正のための子育て支援や大学教育無償化に支出する1.8兆ドルの「米国家族計画」（10年間）を発表した。この3つを合わせると、総額で6兆ドル（約660兆円、GDPの6割に相当）という莫大な財政支出を行なうことになる。

そこで、政権はこの巨額の財政支出を賄う財源確保のために富裕層と大企業への課



税強化に乗り出した。「救国計画」は全額を国債発行で手当てするが、「雇用計画」は企業増税(15年間、2.7兆ドル)によって、「家族計画」は富裕層増税(10年間、1.8兆ドル)によって財源を調達する。その内容は、大企業に対してはトランプが21%にまで引き下げた法人税率を28%に引き上げる、多国籍企業の海外収益への課税を10.5%から21%に引き上げる、大企業向けに最低税率(15%)を導入する。富裕層に対しては、個人所得税の最高税率を37%から39.6%に引き上げる、年収100万ドル(1億円)以上の富裕層のキャピタルゲイン(株式等の譲渡益)への課税に39.6%(現在は20%)を適用する、富裕層や企業への税務調査を強化する。これらは、「公正な増税」を実行に移すことにほかならない。

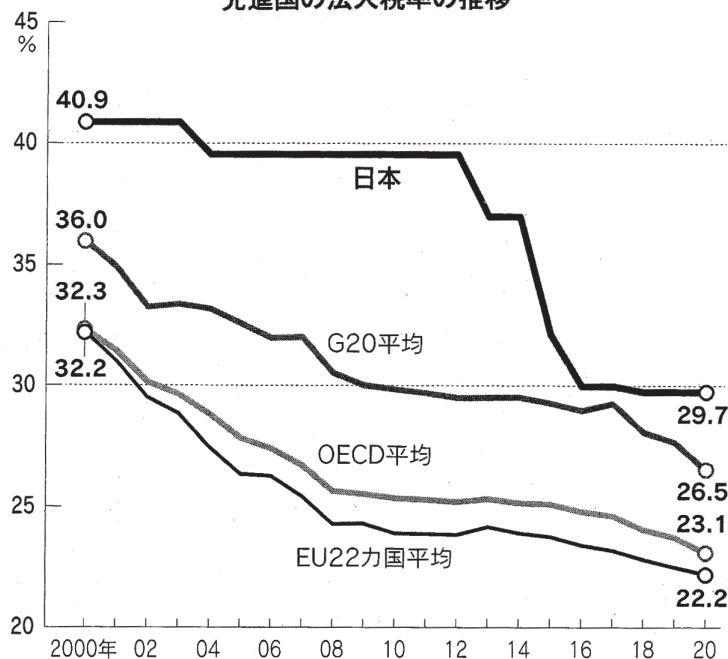
共和党は強く反発しているが、国民の多数派の支持は強い。米国では、コロナ危機の渦中で巨大IT企業の利益が増え、株価高騰によって富裕層の金融資産も急増。上位1%の超富裕層の純資産は36兆ドル(約3735兆円)と、1年で5兆ドル(約520兆円)も増加し、全世帯の下位半分(約2.4兆ドル(約249兆円))の15倍になった。この途方もない格差拡大に対して人びとの不満や怒りが高まらないはずがない。そのことが民主党左派の発言力を強めさせ

バイデン政権の政策を規定している、と言える。

米国だけではない。イギリスも、大企業向けの法人税率を19%から25%に引き上げる。法人税率の引き上げは、半世紀ぶりのことだ。またEUは、7500億ユーロ(約97.5兆円)の復興基金を賄う債券の償還の財源の一つとして、国境炭素税を導入する。そして、これらの動きは、グローバルタックスの強化、すなわち国際的な法人税率引き上げとデジタル課税の強化への動きと一体になっている。

グローバル化のなかで各国は、税率を争って引き下げる「底辺への競争」を繰り返してきた。その結果、OECD諸国の法人税率は平均で、32.3%(2000年)から23.1%(2020年)へと9%も低下(日本も40.9%から29.7%に)。法人税減税によって企業の利益を増やし経済成長を実現する、という新自由主義の発想である。これに対して、バイデン政権は国際的な法人税の共通の最低税率(21%)の導入を提唱した。だが、法人税率を12.5%にまで引き下げて海外のIT企業を誘致してきたアイルランドなどが反発。その

先進国の法人税率の推移



(注) 非加重平均。EU22力国平均にはOECDに加盟するEU諸国がすべて含まれる。OECD加盟国は2020年時点。G20平均にはEUを除くG20各国が含まれる

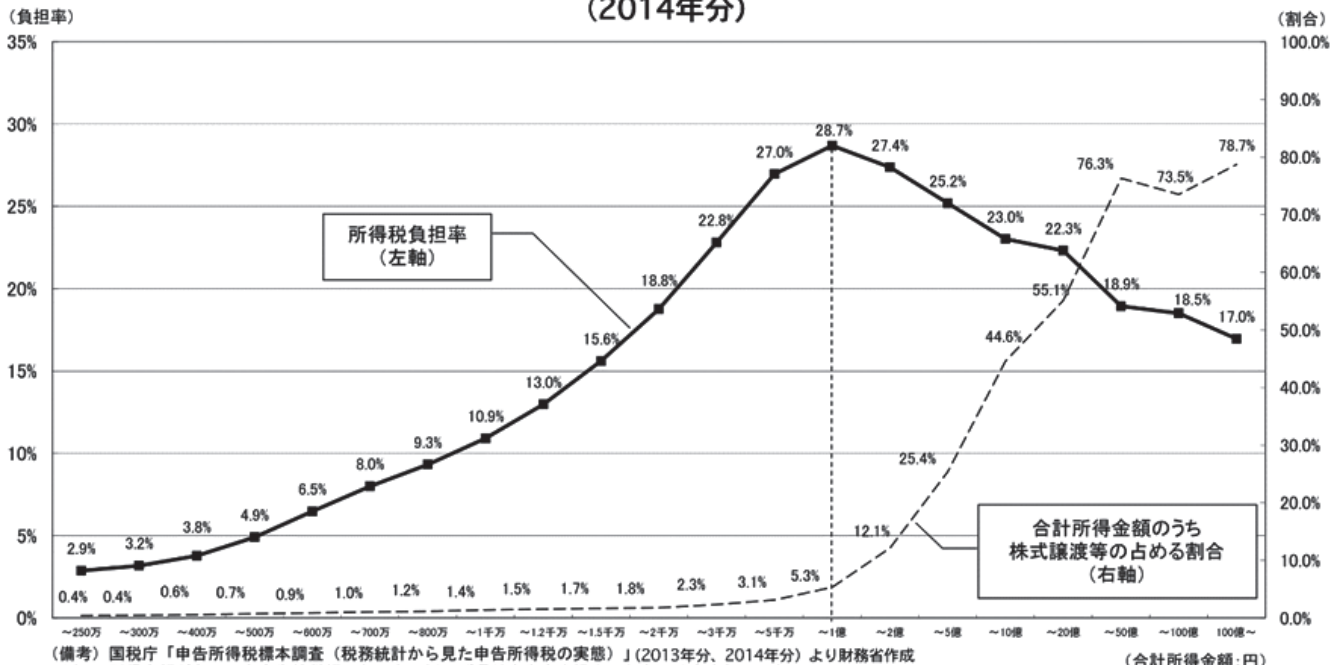
(日経新聞 21年6月16日「経済教室」)

結果、130カ国が最低税率15%以上で合意に達した。税率が低いとはいえ共通の最低税率の導入は、法人税率の引き下げ競争に終止符を打ち、新自由主義と訣別する方向への転換を意味する。

これと並んで、GAFA《編注1》など巨大IT企業へのデジタル課税の導入も合意された。GAFAはネットを通じてグローバルに事業を展開するから、物理的な拠点を置いていない国ではどんなに大きな売り上げをしても課税されない。そのため、莫大な利益を稼ぎながら、その税負担率は

# 申告納税者の所得税負担率

(2014年分)



平均15・4%(18～20年)にとどまり、世界の主要5万7千社の平均25・1%の6割にすぎない(日経2021年5月9日)。そこで、10%以上の利益率と200億ユーロ(約2・6兆円)以上の売上高の多国籍企業100社に対して10%の利益率を上回る利益のうち少なくとも20%に、消費者のいる国が課税できるルールが合意された。

## 公正な増税へ

公正な増税への国際的な流れから見ると、日本での税をめぐる議論はさびしい。野党共闘の共通政策が「消費税5%減税」に絞りこまれているのは、その象徴だ。たしかに消費税は毎日の買い物をするれば嫌でも目にするし、逆進性もよく分かる。

しかし、富裕層と大企業への優遇税制こそ不公正な税制の根幹にある。すなわち、株高でどんなに大儲けしても金融所得への課税は20%にすぎない。

そのため、1億円を超えて所得が増えると税負担率は下がっていく。法人税率は低下の一途を辿り、研究開発投資の控除や子会社からの配当の益金不算入などによって大企業の税負担は軽減されている。その実際の税負担率は中

小企業よりも低く、巨額の利益を上げても赤字決算操作で法人税を払わない大企業も少なくない。とすれば、金融所得への累進課税、法人税率の10%引き上げを真っ先に主張する必要がある。

また、消費税5%減税で最大の恩恵を受けるのは、年収741万円以上の高所得世帯であり、年23万6千円の還付になる。247万円以下の低所得層は、8万670円しか還付されない。それなら、減税せずに低所得世帯に10万円を支給する方がずっと有効である。消費税の逆進性は、低所得層への手厚い給付で是正するべきだ。増える財政支出は、当面は国債発行で賄える。だが、「借金」を恐れるなど言うMMT派(編注2)でさえ、景気が回復しインフレが進めば支出を削るべきだと言う。どんな時でも削ってはならない社会保障のためには、公正な増税による安定した財源が必要なのである。減税を競う時代にサヨナラしよう。

(しらかわ・ますみ／ピープルズ・プラン研究所)

《編注1 GAFAM: Google、Amazon、Facebook、Appleの頭文字を取った》

《編注2 MMT派: 政府が財政出動を自国通貨建てで行なう限り財政破綻を招くことはあり得ないとし、大胆な反緊縮政策導入を主張する経済学派》



22年間かけて、1冊の事典をつくった。山根貞男編『日本映画作品大事典』である。B5判で1000ページを超え、本体価格も4万3千円（2021年内は発売記念特別価格で3万8千円）と重量級だ。辞書・事典で知られる三省堂創業140周年の記念企画である。日本映画の父・牧野省三監督の『本能寺合戦』（1908年）から2018年までにつくられた、およそ110年にわたる、劇映画を中心にした日本映画全作品のスタッフ・キャストのデータ、さらにあらずじを記す壮大な企画である。

本文の組版がほかに類例を見たことのない構造となっている。約

1300人の監督を五十音順でならべて解説を付したあと、それぞれの監督作品を公開年月日順に並べて記述している。とりあげた作品はおよそ2万点で、監督解説や作品記述の文章量の多寡が、編者もしくは編集部、その監督や作品への評価を表わす。たとえば、一本のDVDを見るとする。本事典では、その監督がどのような作品を撮ってきたのかの全貌がわかり、さらには、その作品の位置付けも知らされる、「日本映画の空前のデータベース」というわけだ。

連載エッセイ・第83回

上述したように、ほかに例がない構造をもつ事典であるために、1999年からデザインに取りかかっている。2000年にはテスト印刷が出ているので、そのころには、50名にわたる書き手の執筆作業がスタートしているはずだ。わたしも、8名の監督についての項目を担当したのだが、20年前にはウィキペディアもいまだ普及しておらず、監督の生没年や出身地を調べるだけでも苦労した。紙の資料だけが頼りだった。以来、組版ソフトや書体は激変し、マシン

## 映画と紙の事典

のパワーも上がり、事典づくりもパソコンでできるようになっていく。

映画作品という固定された表現物があるのではない。そもそも映画題名を定めるのですらむずかしい。田中絹代主演『伊豆の踊子』（33年）という有名な作品があるが、調べていくと、正式な作品名は『恋の花咲く 伊豆の踊子』だそうだ。『長谷川・ロッパの家光と彦左』（44年）も、正しくは「長谷川・ロッパの」が入らないのが正しい。公開年月日も、地域ごとに異なるし、尺数

（映画の長さ）も、さまざまな都合で切断されたりして決めがたい。編者の山根さんは、「映画ほど事典に適さぬものはないのでは、と」思ったと語る。「軟体動物のように形の定まらないものを、どう文字に定着するか。22年はその悪戦苦闘だった」（『日本経済新聞』21年7月16日）。

それでも、紙の事典にしてよかったと感じる。ほとんどの監督は、1見開きで全貌がつかめ、作品数が多い監督でも数見開きである。「小津安二郎」や「黒澤明」も、

鈴木一誌

およそ3見開きで一覧できる。監督や作品への評価を示す文章量の多寡も、一望できる。

電子書籍ではこう

はいかない。組版の複雑な漢和辞典は「新規にはもう出せない」といわれる。いま読んでいる明朝体という書体や「てにをは」の表記体系が整うのは日露戦争の前後（1904〜05年）だから、紙の辞書・事典は20世紀的なメディアといえる。20世紀的なメディアである映画と、紙の事典の、おそらく最後の奇跡的な交錯が、『日本映画作品大事典』において目撃できる。

（すずき・ひとし／ブック・デザイナー、題字デザインも筆者）

## 石田雄さんを追悼する

——現場からの声を聞き続けた生涯

### 菊地原博

6月2日、政治学研究者の石田雄さん（東大名誉教授）が亡くなった。98歳の誕生日を迎える5日前だった。石田さんは1931年からの15年戦争の中で左翼少年から愛国少年、さらには軍国青年となり、学徒出陣で陸軍将校になった。復員後、丸山眞男の『超国家主義の論理と心理』を読んで感動、丸山ゼミに最初のメンバーとして加わった。以来75年、自分が軍国青年に育てられた過程の分析と15年にもおよぶ間違った戦争をするようになった根拠を知ろうと研究を続けてきた。

### ■運動の現場を知りたいと続けた対話

私が友人に誘われて、石田さんのことを何も知らないまま、「石田雄さん玲子さんを囲む読書会」に参加したのは2001年4月。ご夫妻以外5、6人の小さな読書会



石田雄さん

だった、2012年12月まで、80冊近くの本を読んだ。

読書会も終わりに近づいたころ、石田さんは「いろいろな論考を読むが、『反対の声を上げよう』で終わっていて、どうすれば声が上げられるかがない」「1998年の巻原発住民投票以来、15年近く現地調査に行なっていない。90歳近くになり、出歩けないが、現場の声を聞きたい」というようになった。私は当時、三鷹・武蔵野地域で路上生活者支援の活動に参加していたこともあり、様々な形で活動する友人に声をかけて、2013年1月から「膝突き対話の場」を石田さんのお宅で開くようになった。

対話の場は2019年8月までに15回、一番多かった2014年は4回開いた。石田さんは毎回自分の考えをまとめて質問を作り、事前に招く人に渡した。2014年4月の福島県大熊町からの避難者で町議の本幡仁・ますみ夫妻との対話では、沖縄県読谷村で山内徳信村長が30年かけて米軍基地を取り戻した例をもとに、新しい村を作れないかと話した。本幡夫妻の不可能だという意見を聞いて、自分の考えが現実離れ書いて恥ずかしいという丁寧なお礼状を書いた。9月には「都知事選でなぜ若者は田母神に投票したのか」という問いを立て、元文部官僚の寺脇研さんの紹介で、10数人の高校生・大学生が集まって、活発に意見を交換した。

を交換した。

### ■「戦中派の戦後責任」を果たす

安倍政権成立以来、石田さんは危機感を強め、「（絶滅危惧種になった）戦中派の戦後責任」「安倍晋三が辞めるまで、死ねない」が口ぐせになった。2014年、集団的自衛権の容認がなされた時期には朝日新聞「声」欄への投書をきっかけに、新聞のインタビュアーやネットメディアなどで積極的に発言、著書も3冊刊行した。

2015年6月には小石川のお寺で地元3・11世代の女性たちが準備した「親子で聞こう戦争体験」で、70人ほどの聴衆に講演した。これが大勢の人の前で話した最後になった。主催者の女性2人とは最後まで行き来があり、石田さんはフェイスブックに登録し、彼女たちの縦横無尽の投稿を楽しみにしていた。フェイスブックはテレビを見ない石田さんにとっての「社会への窓」だった。

今ごろ、石田さんは天国で丸山眞男と一緒にマックス・ヴェーバーを読みながら、「石田君、文章が長い。主語はどこにいった」と言われて、頭をかいているのではないかという気がしている。

（きくちはら・ひろし／ライター・市民の意見30の会・東京会員）



# 読者の声より

## ☆自然を破壊してオリンピック??

埼玉県川越市 平松 伴子

拙著の紹介、ありがとうございます。全国の図書館で購入してくれました。ベトナムの仁愛の家は「ベトナム政府」の国家政策になっています。

毎日新聞の経営は公明党・創価学会に握られています。あまり意味がないと思います。東京新聞（中日新聞）の方が関西地方に影響を及ぼすのではないですか。関西・九州・四国方面の支援者が少ないように思いますが……。

「軍事費を教育費に回せ」と私は言いたいです。現在の大学生の「奨学金」は大きな借金です。「市民の意見」の広告費用も学生たちの奨学金として使ったらどうでしょうか。もちろん、返済不要の奨学金です。新聞の読者は高齢者が殆どでしょう。若者たちのために、若者たちを味方に引き込む方法として考えたらどうでしょうか。

日本の学生たちの学力が低下しており、留学する意欲も落ちていきます。このままではアメリカの言いなりになるのが目に見えています。私はベトナムの学生に奨学金を送っています。もう10人、大学を卒業してベトナム本国でしっかり仕事をしています。

川越はコロナ患者の増加で大変です。オリンピックのゴルフ会場が川越ですから市民も議員

たちも何も言えず、患者の増加も「非公式」扱いにしていますので、本当の患者数は不明です。

ゴルフが何故、オリンピック種目なのか？

みんな不思議に思っていますが、そのことを市議会でも取り上げる議員は1人もいません。ゴルフのどこがオリンピック競技としてのスポーツなのか？

ゴルフは自然破壊の最たる遊びにすぎません。「市民の意見」でもそういう問題を取り上げてください。

## ☆衆院選で、政権交替をしよう！

埼玉県川口市 小泉 信

コロナ対策は今の政権には任せられない。秋の衆議院選挙で政権の交替を实现しましょう!!

## ☆人々が犠牲に

東京都杉並区 小西 純寛

政府のコロナ対策は、しないのではなく、できなかつたのですね。人々がその犠牲になるのはたまらないです。

## ☆現政権は退陣せよ！

神奈川県横浜市 木下 久美子

コロナ禍の中、事務局の皆さまの御尽力には感謝しております。後手後手無策で、支持率が低迷しても、改憲の野望は捨てず、辺野古の埋め立ては続ける。民意と乖離し、不要な事ばかり熱心な政権は、はやく退陣を！

## ☆政権は舞台から降りろ！

東京都三鷹市 八代 俊長

アンボ、ゲンパツ、格差、男女差別、SDG S……解決できない政権は、はやく舞台から降りてもらいたい！

## ☆私の命、9条

京都府京田辺市 小林 将夫

日本国憲法第9条は私の『いのち』であり、私の宝でもあります。

## ☆国民にあきれ

千葉県千葉市 上杉 まり子

戦争を全く反省してない、学んでない。こんな国あるか。

また戦争を起こそうと企んでる国の姿勢を見抜けない大学進学率の高い国民とはあきれ。

## ☆コロナ敗戦の日？

神奈川県横浜市 大澤 洋一郎

松村さんのコロナ連載、いちいちうなずきながら読みました。でも、知れば知るほど絶望的に。8月15日がコロナ敗戦の日になってしまいうるに思えます。

## ☆松村高夫氏の記事、大いに参考になりました

東京都調布市 田中 健雄

No.185掲載の松村高夫氏「新型コロナワクチンの善と悪」は大いに参考になりました。



編集委員  
阿部めぐみ  
天野恵一  
有馬保彦 (次号担当)  
岡本和之 (本号担当)  
北原博子  
西田和子  
細井明美  
本野義雄  
吉田和雄

☆軍備はいらない

北海道千歳市 新村敏郎

打倒！ 自民党政権

調印！ 国際条約「パリ協定」

軍備はいらない！

☆粘り強い運動をともに

徳島県徳島市 中山省三

ともに、粘りづよくがんばりましょう！

☆政権交代を！

北海道江別市 成田強

何としても政権交代を！！

## 市民の意見30の会・東京 2021年5月～6月会計

### 収支計算書

| 収入の部     |            | 支出の部    |            |
|----------|------------|---------|------------|
| 一般会費     | 180,000    | 印刷費*3   | 380        |
| 協力会費     | 125,000    | 発送費*4   | 200,420    |
| 敬老会費     | 341,000    | 編集経費*5  | 65,037     |
| グリーン会費   | 7,000      | 旅費交通費*6 | 147,496    |
| (会費小計)   | 653,000    | 家賃      | 244,446    |
| カンパ      | 252,000    | 通信光熱費   | 22,857     |
| 事務所費分担*1 | 200,000    | 事務経費    | 5,802      |
| 雑収入*2    | 5,310      | 銀行手数料*7 | 6,305      |
| 受取利息     | 0          | 諸会費     | 6,000      |
|          |            | 租税公課    | 0          |
| 収入計      | 1,110,310  | 支出計     | 698,743    |
|          |            | 収支差額    | 411,567    |
| 前期繰越     | 12,700,698 | 当期残高    | 13,112,265 |

### 貸借対照表 (2021年6月30日現在)

| 資産の部 |            | 負債・資本の部 |            |
|------|------------|---------|------------|
| 現金   | 103,085    | 預り金*8   | 352,110    |
| 預貯金  | 15,014,825 | FIY基金   | 2,203,535  |
| 敷金   | 480,000    | 正味財産    | 13,042,265 |
| 合計   | 15,597,910 | 合計      | 15,597,910 |

(\*1)意見広告運動事務所経費分担金。(※2)グッズ販売。  
(※3)コピー代等。※会報185号支払いは7月予定。(※4)会  
報ほかDM便等。(※5)執筆謝礼図書カード、通信交通  
費、ほか。(※6)事務所通所費ほか。(※7)郵便振込通知  
書発行料含。(※8)意見広告運動賛同金預かり分。



# 編集後記

●政治学者石田雄さんが6月2日に亡くなった。実は、彼はこの会と関係の深い人物であった。91年の湾岸戦争下のニューヨーク・タイムズへの意見広告「国際紛争は武力では解決できない——憂慮している日本の市民からの訴え」「ベ平連」での「殺すな！」の意見広告の体験をふまえて、吉川勇一さんあたりがプロモートしたこの試みの積極的参加者の一人であった（これは毎年続けられている5・3市民意見広告運動の起源である）。この活動の全記録が収められている『アメリカは正しい』か——湾岸戦争をめぐる日米市民の対話』（第三書館）で、彼が呼びかけ人のリストに入っていることを確認しながら、私もその一人であったことを思い出した（この時ぐらいいから私は、この会のニュース編集の協力者に、吉川さん、福富節男さんらによって引っぱりこまれたのだ）。

私は「広告」の主張をどうするかをめぐる少人数の討論の場にも参加していた。この時、丸山政治学派のトップランナーとして高名な石田さんと初めて会ったのだ。よく記憶しているのは、「わだつみ会」の平

井啓之さんが日本人の原爆被害の問題を文章の中に組み込めないかと力説していたことである。この石田・平井両戦中派は日本の侵略戦争への深い反省を踏まえて、アメリカ市民にアピールしようという姿勢であった（広告に、この両氏らの意向はよく組み込まれている）。ほとんど実質的な協力はできなかった私などと違って、石田さんは内容についても、大量に返ってきたアメリカ市民へのレスポンスの作業においても、中心にいた人物の一人であったことは間違いない。

もう一つ、鶴見俊輔さんが「女性のためのアジア平和国民基金」の積極的協力者となった時に持たれたある集会（私が司会者で吉川勇一さんが発言者）で、会場から飛び入り参加した石田さんの、「俊輔はネー」から始まり、「右翼思想まで面白がる」権力状況に対する感度の鈍さをストレートに批判した言葉は忘れられない。

スペースがない。吉川著『非暴力直接行動への宿題——反戦交友録』（P.P.研特別パンプ）に収められているので、関心のある方はぜひそちらで。

（天野恵二）

## ◎「市民の意見」定期購読者（会員） の皆さまへのお願い◎

皆さまの「市民の意見」定期購読代金（会費）が切れる時期は、お届けしている封筒の宛名シール下部に「→ 2022/06」（2022年6月発行分で切れる方の例）の形式で記載されています。「市民の意見」には毎号一律に振替用紙を同封しておりますが、それは納入請求のためではありません。

また、定期購読代金が切れた読者の方にもしばらく「市民の意見」をお送りしていますが、その際は宛名シールに「→ 2021/04 で会費切れ」（2021年4月発行分で切れている方の例）の形式でお知らせし、継続して定期購読のための納入をお願いする案内状も同封しています。

定期購読代金が切れる前に重ねて納入くださり、その前納額の合計が数年分を超えてしまった場合は、会計事務管理の都合上、一般カンパとして扱います。この点をご留意の上、宛名シール記載の定期購読代金の期限をしっかりと確認されてから、納入していただきますようお願いいたします。